

平成24年決算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成24年11月8日（木曜日）

午前11時00分開議

午後 3時51分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

認定第 1号 平成23年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成23年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3号 平成23年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成23年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成23年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成23年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成23年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成23年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成23年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成23年度士別市工業用水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成23年度士別市水道事業会計決算認定について

認定第12号 平成23年度士別市病院事業会計決算認定について

散会宣告

出席委員（19名）

委員 岡崎 治夫 君

委員 松ヶ平 哲幸 君

委員長 丹 正 臣 君

委員 出合 孝司 君

委員 谷口 隆徳 君

委員 小池 浩美 君

委員 井上 久嗣 君

委員 田宮 正秋 君

委員 山居 忠彰 君

委員 神田 壽昭 君

委員 十河 剛志 君

委員 渡辺 英次 君

委員 粥川 章 君

委員 伊藤 隆雄 君

副委員長 国忠 崇史 君

委員 菅原 清一郎 君

委員 岡田 久俊 君

委員 遠山 昭二 君

委員 斉藤 昇 君

事務局出席者

議会事務局長 藤 田 功 君

議会事務局
総務課主幹 岡 崎 忠 幸 君

議会事務局
総務課主任主事 榎 木 孝 士 君

議会事務局
総務課長 浅 利 知 充 君

議会事務局
総務課主任主事 御代田 知 香 君

(午前11時00分開議)

委員長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席委員は18名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

委員長(丹 正臣君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりでございます。

なお、委員の遅参についてであります。田宮正秋委員から遅参の届け出があります。

委員長(丹 正臣君) それでは、ここで副委員長と交代いたします。

副委員長(国忠崇史君) それでは、昨日に引き続き総括質問を行います。

松ヶ平哲幸委員。

委員(松ヶ平哲幸君) おはようございます。

通告に従いまして質問させていただきたいと思いますが、最初に、私の低炭素むらづくりモデル事業について、堆肥化施設実施設計及び環境影響調査についてということで通告をさせていただいたんですが、これは予算から入札、契約までの一連の流れの関係で何点かお聞きをしたいと思っていたんですが、通告をした後、入札、契約の関係証書を閲覧をさせていただきまして、ある程度理解をさせていただいたということで、この項目については割愛をさせていただきたいと思います。

したがって、2番目の臨時職員・嘱託職員の任用についてということで、ここからお伺いをしたいと思います。

昨年からの嘱託職員、臨時職員の任用については、原則として5年間という任用期間の定めが撤廃されました。6年目以降も引き続き任用されているという形で、嘱託職員、臨時職員の皆さんたちは5年間という限られた期間だったために、一時的な労働で将来の生活の不安から解消されているということで、大変感謝もしているところでありますし、市長の判断にも敬意を表させていただきたいと思います。

しかしながら、労働の対価として支払われる賃金についてであります。週30時間以内のいわゆる第二種の臨時職員の時給単価はある程度改善されたようですが、嘱託職員の日額に至っては、5年間の期間が定められていたときと同じというふうになっています。そこで、現時点で6年目からの賃金はどうなっているのか、最初にお伺いをしたいと思います。

副委員長(国忠崇史君) 半澤総務課主査。

総務課主査(半澤浩章君) お答えをいたします。

現在、嘱託職員の6年目以降の賃金ですが、5年目の賃金を適用して支給をしています。

以上です。

副委員長(国忠崇史君) 松ヶ平委員。

委員(松ヶ平哲幸君) この嘱託職員の賃金表は、あくまでも任用が5年の期間を定めたときの

ものであり、それが撤廃されたことにより、これも見直さなければいけないのではないかと、そう思っているところであります。今のままだとすると、例えば今からの10年後に6年目の人と16年目の人が同じ賃金ということになります。本来ならば正職員としなければならないのですが、財政的や施設の将来的なあり方を含めて嘱託職員として任用しているならば、早急にこの賃金の見直しを図るべきだと思います。

さらに、嘱託職員は正職員の勤務内容と全く同じであって、勤務時間も同じなわけですから、正職員が昇給をして臨時職員だけが据え置きということになると、その差は年々開くばかりだというふうに思います。これでは嘱託職員の業務上のスキルも上がらないのではないかと。長期化にわたる任用となれば、早急な改善を必要とするものと考えますが、現在に至るまでの賃金、労働条件等の経過と今後において嘱託職員の賃金の見直しを改善する考え方があるどうかを含めてお伺いをしたいと思います。

副委員長（国忠崇史君） 沼田総務課長。

総務課長（沼田浩光君） 初めに、現在の制度に至った経過についてであります。従来臨時職員の賃金は職種ごとに統一単価で対応しておりました。経験年数による昇格はなかったという状態でありました。現在も道内のほとんどの自治体、現在もなおこのような制度で対応しているというふうに認識をしております。

本市におきましては、平成12年の4月から勤務経験に応じた賃金表の確立をしましてまいりました。これは臨時職員については5段階といったことで、これは経験による熟練度、これを一定程度賃金に反映することを目的とした制度の確立であります。こうした制度を確立している自治体は極めて少ないと認識をしております。上川、留萌、宗谷管内で本市のほかにあと1つの自治体があるだけでございます。また、賃金単価につきましても、すべての職種において道内自治体の平均値以上という認識をしております。

また、委員お話のとおり、勤務時間は確かに同じであります。職務、職責の違いもあること、さらには、職員につきましては人事院勧告もありました。独自削減もありましたが、これは所得の減少が続いている実態にあります。現在、本市の職員、平均年齢、平均給与ベースでいきますと、40歳がちょうど平均値となります。40歳となりますと、子育てですとか、いろいろな部分で一番費用がかかってくる年代かなというふうに考えますが、例えば10年前と比較をしますと、本俸、手当、寒冷地手当、これらを含めると年収ベースで約14%削減をしております。これは平均しますと80万円を超える金額が削減となっている、減収となっている実態がございます。

一方、嘱託、非常勤の皆様の賃金につきましては、若干御協力をいただいたといった経過もありますが、極力現行水準を維持することに努めてまいりました。このような中、嘱託職員と正規職員の年収において、一部逆転現象が起きていると、こういった実態もございます。

しかしながら、お話のとおり、5年間といった雇用に対する不安、生活不安、これを解消するために、昨年4月から65歳までの雇用ということで、嘱託職員制度といった位置づけの中、

この制度を確立をさせていただきました。職員よりも5年間長く勤務をしてもらえるといった優位性もこの制度の中で確立をしました。あわせて、育児休業制度、退職時の特別割り増し手当、これを制度化をしました。また、従来から続けてきたその中で生計の中心者の皆様には寒冷地手当の支給といったことも継続をしております。できる限りの条件整備に努めてまいりました。このようなことから、現時点におきましては、現行の制度を維持していきたいといった考えでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

しかしながら、このたび北海道の最低賃金の改定が先月ございました。こうしたことから、市内民間事業所の賃金水準の状況等も勘案する中、この単価については見直しを検討してまいりたいと存じている、そんな状況でございます。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 大まかな流れを含めて、経過も含めて回答いただいたところでありますけれども、この嘱託職員、以前は全部臨時職員という形でまとめていたんですけれども、以前この臨時職員さんの職種によっては6年目も引き続き任用したという経緯もありました。このときの行政の考え方は、あくまでも5年ということで、1年、2年、3年、4年、5年と、6年目はないということで、改めて任用するときには、6年目にかかるときは全くりセットをして新しく任用する。そのときに賃金を1年目にしたという、常識ではないんですけれども、そんな任用の仕方ありかというふうに思ったんですけれども、これも公務職場、半年間の契約の任用と、引き続き任用するかしないかはあるけれども、あくまでも半年間の契約だということで、公務職場、市町村職場に限定された使い方だというふうに思っています。民間職場であれば、労働基準法に当てはめると考えられない人の使い方なんですけれども、労基法と自治法の違いはあるんですけれども、都合のよい解釈ばかりではなく、どちらの法律であれ、人を雇う側の責任としてしっかり持っていただきたいというふうに思っています。

さきに述べた正職員と同じ勤務になっている嘱託職員と違いまして、勤務時間が週30時間以内になっている第二種臨時職員についてお伺いをいたします。この職種によって違うんでしょうけれども、第二種臨時職員の時給単価、上と下で結構なんですけど、どのぐらいなのか教えていただきたいと思います。

副委員長（国忠崇史君） 半澤主査。

総務課主査（半澤浩章君） お答えをいたします。

時給単価につきましては、事務補助職の724円から始まりまして、最高で保健師職の1,305円までとなっています。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 第二種の非常勤職員は週30時間ですから、月曜日から金曜日までの5日、6時間勤務をして、それで日額にすると幾らになるかなという部分と、月ですよ、土日が週休

日含めて日曜日を休みにすると、日額に換算をして月でどのぐらいの支給額になるのか、改めて教えていただきたいと思います。

副委員長（国忠崇史君） 半澤主査。

総務課主査（半澤浩章君） お答えをいたします。

第二種非常勤職員につきましては、1日6時間勤務というのが主な勤務形態となっています。日額に換算しますと、事務補助職で4,344円、保健師職で7,830円となります。これを21日勤務したとしますと、事務補助職が約9万1,000円、保健師職は約16万4,000円程度となります。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 月21日勤務した場合、一番安い単価でいくと月9万1,000円と。これ支給額だと思いますので、そこから社会保険料等々を引かれると、手取り額でいうとまだ下がっているのが現状だと思います。そこからすると、例えばその臨時職員の方がその家庭の主たる生計者としたならば、実際としてその支給額で生活していけるのかどうなのか。本人がその支給額を了承して臨時職員の面接を受けたわけですから、関係ないという見方もあるかもしれませんが、何らかの形で今離職をして働く場がないと、安くてもいいからということで臨時職員の公募に応募をして勤務をされた。本来なら将来的には絶対生活できないと言いながらも、今働く場所がないから臨時職員でもよしとして応募してきたはずだというふうに思っているんです。

そもそも週30時間以内の臨時職員は、世帯の扶養者が年金受給者、はたまた親の年金があるのでという方に限られてくるのではないかと。さきにも言いましたが、使用者側の責任として実際に生活できる、できない方を僕は採用すべきではないというふうに思っています。幾ら臨時職員としてあっても、公務員と同様の身分になるわけですから、アルバイトもできない。そうなるとうちでも生活できるはずがありません。これは民間だとパートに行っても、6時間だとしても、余った労働力でほかのアルバイトも兼務することができるんですけども、1日6時間であっても、臨時職員であればアルバイトはできないという実態になっています。

採用するときの条件として、それは出せないかもしれませんが、次の職を見つけるための数カ月間として考えられても、与えられた、配置をされたその職場では混乱をするだけだというふうに思います。しっかりその点も考慮して任用すべきではないかというふうに思いますが、そこでこのような実態をどう見ているのかと。臨時職員の採用は各担当課になっていると思いますが、総体的に総務としての考え方を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

副委員長（国忠崇史君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 臨時職員の採用に当たりましては、各職場において3名以上による面談の体制で決定をしているところでございます。面接試験に当たりましては、応募された方に対して、事前に業務の内容、勤務形態、賃金等を説明をする中、市としましても安定した業務

運営といった観点から、雇用をする予定期間について継続して勤務をしてもらえるといったことの確認をする中、本人の適正、能力を公平に評価をして、より優秀な方を採用させていただくといったことが大原則であります。

そこで、委員からこうした労働条件にあって、実際に生活できない方を採用すべきではないとの御指摘がございました。例えば応募時に家族の状況の記入を求める、または面談において生活の実態を尋ねる、こうしたことは職業安定所のほうからも就職差別につながるおそれがあると、こうした通知もございまして、個々の生活状況を判断することは非常に難しい問題ととらえているところであります。

今後におきましては、新聞広告ですとかホームページで募集をする際に、従来の説明に加えて時給単価等の詳細を明示をしながら、こうしたことに更に配慮しながら、今後におきましても公平で厳正な採用に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 先ほども言いましたけれども、採用するときに条件をつけるということになれば、それは職業安定所から差別につながるということで、それも理解もしつつなんですが、例えば今の時給単価724円ですか、一番低いほうで。これも6時間という限定をされていくと、例えば年間の所得なんかいくと生活保護費受給単価よりも低くなるといった現実も出てきますので、そういった意味もぜひ僕は考慮して任用に細心の注意を払うべきだというふうに思っています。

それとあわせてなんですが、法律の中で高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律ということで、今年の8月29日成立をしました。その中で、継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大、いわゆる厚生年金を掛けているところなんですけれども、60歳で定年になっても年金受給資格が段階的に延びているという段階で、来年の4月からは60歳でも定年をさせて終わりということはするなど、何らかの形で引き続き雇用しなさいという法律が来年の4月から施行されるわけなんですけれども、これを用いた場合、国家公務員に対する、いわゆる公務員に関しては、まだ何らかの決まりはないようでありますけれども、市の職員もやがてすぐ近くに無年金のときが来るわけですから、何らかの雇用も考えていかなければならないというふうに思っています。

それで、今の市の行政としては再任用制度というのがありますけれども、これも制度はあるんですけれども、しばらく運用を凍結したままという形になっているのが現状です。ぜひこの運用の開始とあわせて、今私が言いました例えば第二種臨時職員の任用なんかも、これはぜひ兼ね備えて検討していただけないかというふうに思いますが、これらの考えについてお伺いをしたいと思います。

副委員長（国忠崇史君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） ただいまお話のありました再任用制度、これにつきましては、年金の

支給開始年齢に対応するための制度でございまして、これは今国家公務員中心に議論を重ねているところでありまして、地方公務員についてはその動向を注視をしているところであります。

そして、もう1点お話ありました労働契約法の改正の関係であります。これにつきましても、例えば半年ないし1年で雇用を反復して延長すると、こうしたことが5年を超えたときには、この期間を撤廃せよといった制度の改正であります。これにつきましては、現在のところ国家公務員、地方公務員は適用除外といったことでありますが、これは総務省、それと有識者のヒアリングの内容を調べてみますと、近い将来的にはこの適用除外も見直されなければならないといった見解の御意見も多数あったようにとらえております。

この2つの点につきましては、これから国の動向を注視をしながら、それに対応を図るべく進めてまいりたいと考えております。

副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 行政の職員の再任用といった形、ややもするときのうも菅原委員のほうから質問が出されてましたが、若年層の雇用の場の確保といったところも、これは十分注意をしなければいけない点もあろうかと思いますが、使用者側の責任として、法もやがて改正になるでしょうから、しっかり職場で混乱がないような任用についてお願いをしたいと思います。

以上申し上げまして、この関連する質問は終わらせていただきます。

引き続き次の質問に移らせていただきます。

コスモス苑・桜丘荘の臨時職員の任用についてということでお伺いをしたいと思います。

さきの定例会でも、この職場の正職員の率が極めて低いと、いつの間にか嘱託職員、臨時職員の数が莫大に増えて、職場として成り立っていくのかという質問をさせていただきました。その後、私のところにもいろんな御意見が寄せられております。

その中で、私も気になったのがコスモス苑、桜丘荘の嘱託職員、臨時職員の在職年数が全体的に短くなっているのではないかとということです。資料をいただいたところ、例えばコスモス苑だけに限って言えば、45名いる臨時・嘱託職員の方のうち6カ月以内が4人、1年以内が10人で2年以内が6人ということで、これだけ臨時職員、嘱託職員の定着率が低いというふうに思っているんですけども、その原因について行政はどう考えているのかと。

一般的に介護職場については、仕事が大変きつく厳しく、定着率もほかの職種と比較すると低いということは承知をしていますが、正職員比率が低い上に経験年数の短い嘱託職員が多くなると、現場におけるサービスの質にも影響を及ぼすのではないかとというふうに考えられますので、この定着率が低いということに関してどのように受けとめられているのかお伺いをしたいと思います。

副委員長（国忠崇史君） 谷口コスモス苑参事。

コスモス苑参事（谷口幸大君） お答えをいたします。

市の老人福祉施設につきましては、嘱託職員などの定着率が必ずしも高くない現状にありますが、その原因といたしましては、お年寄りの生活と命を守る介護業務の厳しさがあるものと

考えております。また、退職の理由についてすべてを把握しているとは思いませんが、転勤や家族介護などの家庭の事情などいろいろな事情があるものと考えております。

臨時的な任用職員の定着化が低いことによるサービスへの影響につきましては、極力サービスの低下とならないよう、職員の指導に努めているところであります。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） サービスの影響については、極力そのようなことがないようにということで今お答えをいただいたところなんですが、市民の間では職場の人間関係なども、俗に言う職場環境ですよね、決してよくないというようなことが私も耳に入ります。こうした職場環境が嘱託職員、臨時職員の定着化を拒んでいるのではないかと。市は指定管理の検討に今入っているようでありますけれども、そこで両施設の職員全員に面接調査を実施したと聞いていますが、職場の実態についてはどう把握をしているのでしょうか、お伺いをいたします。

副委員長（国忠崇史君） 池田保健福祉部長。

保健福祉部長（池田文紀君） 私のほうからお答えをいたします。

委員お話のように指定管理の検討に際しまして、今年7月から8月にかけて、総務部長と私などで全職員に対して、指定管理導入に関する説明と個々の意向調査を実施をいたしました。この中で、職場の状況などについてもお聞きをいたしました。

この中で、多様な意見が出されましたけれども、その一つに業務指導など新しい職員については行っわけでありますけれども、経験の浅い職員もおりますので、そういう指導を行っわけですけれども、その指導についてやや言葉が厳しかったり、あるいは指導の内容に不統一があるというようなお話も実はございました。

この両施設につきましては、やはりお年寄りの生活なり、あるいは命も守るという職場でございますから、時には厳しい指導も必要となるわけでありますけれども、基本的にはやはり介護職員の育成でありますとか人材の確保という観点が必要でありますから、親切あるいは丁寧に指導をする必要があるというふうに考えております。

そういうことで、やはりお話ありましたような誤解を受けないような指導が必要だということで、私が施設のほうに行きまして、指導マニュアルの見直しなんかも含めて適切な指導をするようにということでお話をしてきたところでございます。

以上でございます。

副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 確かに市民サービス、施設のサービスの向上については、職員の資質向上が必要であり、職員への指導や研修は必要であると思います。何回か前の定例会でも、ほかの議員さんが質問して、研修費について不十分だというのがありましたが、ただ、今の部長の回答の中で、例えば親が子供に対していろんな事件があるんですけれども、親はしつだけというふうにして事故を起こしている。しつても度を過ぎると虐待になるんです。指導も度を過ぎ

ると、これはいじめ、DVにつながると、そういうふうを受けとめられることもありますから、その結果として職員の定着化を阻害することになるとも考えられますので、適切な指導となるように更に努力すべきではないかというふうに思いますが、今後におけるその指導内容を含めてどのように考えているかお伺いをしたいと思います。

副委員長（国忠崇史君） 池田部長。

保健福祉部長（池田文紀君） お答えをさせていただきます。

介護職につきましては、先ほども申し上げましたけれども、やはり入居者の人命に直接かわる業務がございますから、その入居者へのサービスを向上させるためには、時には厳しく指導するという必要も必要なのでございます。ただ、今委員からお話がありましたように、やはり指導が行き過ぎますと、その立場の違いとか、あるいは受けとめ方によって、これはいじめでないかというように受けとめられる可能性もあるわけでございます。

指導の目的というのは、あくまでこれは先ほども申し上げましたが、職員の育成と介護サービスの向上が目的であります。したがって、そういう委員からありましたような誤解が生じないように、何よりもやはり信頼関係に基づいた職場づくり、あるいは正しい指導のあり方ということに努めていかなければならないというふうに考えてございます。

立場上、介護の職場の運営につきまして、民間施設の責任者の方ともお話をすることがございますけれども、やはり民間においてもなかなか職員の方が定着をしていただけないということで、新規職員については根気よく丁寧に育てることに心がけているんだというようなお話も聞くわけでございます。そういう面では、市といたしましても、職場の規律維持ということも必要であります。同時にやはり民主的で風通しのよい職場づくり、信頼関係に基づいた職場づくりということを通して、職員が働きやすい職場、そして長く勤めていただけるような職場になりますように努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 私も民間の施設長なんかのお話を伺ったときに、やっぱりどの施設もこういう職場はマンパワーを確保するのが大変なんだと。一たん入って来ていただければ、何とかやめないようにということで最大限注意を払って、努力をしながら人材の確保には努めているというふうに伺ったこともありますから、ぜひまだまだそういった意味では臨時職員、嘱託職員の定着化が向上するような職場内の雰囲気、そしてこれも怒られるかもしれませんが、役所、行政の一施設として、所長さんを初め管理職さんも人事異動でその施設に行っていきなりというのも、これは大変厳しい環境になると思っています。今の管理職さんとも既に努力をされて、前回のときには入所率も向上していると、大変頑張っているところでありますけれども、ぜひ今後の指定管理を含めて、何が一番いいのかという部分も含めて、ぜひ検討していただけるように私のほうから申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副委員長（国忠崇史君） 十河剛志委員。

委員（十河剛志君） では、私のほうから通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、1項目めの子宮頸がんワクチンについて質問させていただきます。

先月、NHKで子宮頸がんワクチンの接種率に自治体によって差があるという報道がありました。報道によりますと、全国平均では67%の接種率で、対象者全員が受けている自治体もあれば、3%しか受けてない自治体があるなど、自治体によって差があるという報道でしたが、昨年1月から国と自治体で助成しているにもかかわらず、3%しか接種していない自治体があることに驚きを感じました。

土別市の23年度の接種率と24年度の接種率をお知らせください。

副委員長（国忠崇史君） 政田保健福祉センター主幹。

保健福祉センター主幹（政田祐子君） お答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンの接種については、中学1年生から高校1年生に相当する年齢の女性を対象に、全額公費助成で23年1月から実施しておりまして、ワクチンの接種率について申し上げます。このワクチンは3回接種する必要がありまして、3回の接種が完了した方の接種率を申し上げますと、23年度は経過措置もあったことから、高校2年生の方も対象となっております。中学1年生から高校2年生までの対象者463人に対して344人が完了しておりまして、接種率は74%となっております。

また、24年度の対象となる中学1年生から高校1年生の方は、現在まだ接種を実施している年代でありまして、1回接種済みの方、2回接種済み、あるいは3回接種済みの方がおりますけれども、9月末現在で3回の接種が完了した方の接種率で申し上げますと、対象者379人に対し229人が完了しており、接種率は60%となっておりますが、今年度に1回目の接種を開始した方も含めると280人となり、74%となっております。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 土別市は子宮頸がん予防ワクチン接種率は大体23年、24年、74%ぐらいで、平均よりは高くなっていると思いますが、その接種に当たって周知、説明等はどのようにされたかお知らせください。

副委員長（国忠崇史君） 菅井保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（菅井 勉君） お答えいたします。

まず、対象となるお子様の家庭に郵便でもちまして説明書とそれからパンフレット及び3回接種の予診票を送らせてもらっているところでありまして、さらに広報しべつにも掲載させてもらって周知させてもらっているところでございます。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 土別は平均よりは高いので、ある程度の説明はされていると思うんですが、

読売新聞などではたまに掲載されているんですが、子宮頸がんワクチンによる副作用があるという新聞記事が出て、その内容は死亡とかそういうものではなくて、ワクチン自体がちょっとショック症状を起こしやすいということで、その新聞によりますと、筋肉注射がちょっと痛みが強いので、推計で40万人接種を受けて、そのうち81人が気分が悪くなったり、湿疹や意識消失などになったとなっています。土別ではそういう副作用があった事例はあるのでしょうか、お知らせください。

副委員長（国忠崇史君） 政田主幹。

保健福祉センター主幹（政田祐子君） 子宮頸がんワクチンの副作用と申しますと、今おっしゃられたように重篤なものもあるんですが、小さな副作用としましては、注射部位の痛みだとかはれ、また赤くなったりということがあるんですけども、市内で接種された方の副作用の報告は今のところございません。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 子宮頸がんワクチンを接種すれば100%子宮頸がんにならないわけではありませんが、また、ワクチン自体が個々に合わない場合もあるわけで、合ったとしても6年4カ月が大体平均効きますよと言われております。そして、定期的な子宮頸がん検診とあわせてやることによって、今2,700人が死亡している患者をなくすことができると言われております。

それで、土別市でも国の事業で20歳から5歳間隔で無料クーポン券事業を行ってまして、偶数年齢で一部助成をしていますが、子宮頸がんの検診率を教えてください。

副委員長（国忠崇史君） 政田主幹。

保健福祉センター主幹（政田祐子君） 子宮頸がん検診について申し上げます。

まずは無料クーポン券による検診がございまして、前年度に20歳、25歳、30歳、35歳、そして40歳になった方が無料で検診を受けることができます。また、20歳以上で年度内に偶数年齢になる方を対象に受診料金の一部助成を行っております。

そこで、無料クーポンによる子宮頸がん検診の受診率を申し上げますと、21年度においては30%、22年度においては25%、23年度においては32%となっております。また、無料クーポンを含む子宮頸がん検診全体の受診率でございますが、2年に1回受診料金の助成をしておりますので、2年分の受診者についての受診率で申し上げますと、21年度においては16%、22年度は19%、そして23年度は19%となっております。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 今お聞きして、子宮頸がんワクチンの接種率は全国平均よりも高いという状況なんですけれども、検診率がまだ30%、25%、32%、5年クーポンと合わせたらもっと更に下がるという状況になっています。

そこで、ワクチンとともに、逆に子宮頸がんの受診率を上げる取り組みをするべきだと私は思うのですが、その辺について伺いたいと思います。

副委員長（国忠崇史君） 菅井所長。

保健福祉センター所長（菅井 勉君） 子宮頸がん検診の受診率を上げる取り組みでございますけれども、今現在、子宮頸がんの検診の受診勧奨につきましては、まず広報紙への掲載、あるいはチラシの全戸配布、保育園、幼稚園、文化センターなどでのポスター掲示、さらに保育園、幼稚園でのリーフレット配布、地元新聞への記事掲載、中小企業勤労者福祉協会、シルバー人材センターへの受診勧奨依頼、さらに保健推進員さんへの受診勧奨依頼など積極的に実施しているところではありますけれども、委員おっしゃるとおり、今後さらに受診率を上げるために、今までやっておる受診勧奨を更に強化して継続するとともに、新たに考えておりますこととしては、乳幼児健診の際に受診の案内をしたり、あるいは育児中の方が受診しやすいように検診会場で子供を託児できるような環境を整えるなどをしてまいりたいというふうに考えております。

多くの市民に自分の健康は自分で守るという健康に対する意識を持っていただきますよう、多くの機会をとらえて受診率が向上するように今後も周知、啓発に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

委員（十河剛志君） これから子供を持っているお母さんたちに啓発していったら、そのことによってワクチン接種も自動的に内容がわかってもらえると一石二鳥じゃないかなと私は思います。海外の事例で申し上げますと、2007年にはギリシャ、国家政策で子宮頸がんワクチンの義務化を児童に課す国が出てきたり、アメリカでは子宮頸がんワクチン接種の義務化に動き出しています。接種を受けない児童に学校への登校及び進級を禁止する法律の施行を多くの州議会で審議中となっております。

ここまで私はワクチンは100%ではなくていいと思っております。その内容さえ知って、やっぱりワクチンですので、効く人、効かない人、逆にその抗体によって副作用を起こす方が絶対出てくると思いますので、ただ、子宮頸がんワクチンはしなくても、検診は必ずしなければならないと思っています。それで、子宮頸がんの検診は必ず受けてもらえるような、今言われたような事業を積極的に行っていただきたいと思っております。

以上でこの質問を終わります。

それでは、続きまして、2項目めの増収対策について質問いたします。

土別剣淵インターチェンジの入り口の信号機のところ「ようこそ土別」の看板があるんですが、その下の部分に以前は活用していたと思うんですが、今は空欄で枠だけが残っている状態になっています。それはなぜ利用しないのか、その経過も同時にお知らせください。

副委員長（国忠崇史君） 徳竹商工労働観光課主査。

商工労働観光課主査（徳竹貴之君） お答えいたします。

お話の土別剣淵インターチェンジ入り口の看板であります。こちらは平成16年にそれまで

日本道路公団が設置をしておりました北海道縦貫自動車道「さらに北へ土別」のPR看板が市に譲渡されました後、「ひつじのまち 土別へようこそ」の内容につくりかえ、現在の位置に設置をしております。

現在、あいている看板設置スペースにつきましては、土別観光協会がイベント等のPRに活用するため、平成22年度に新たに設置したものであり、平成23年度につきましても、天塩川まつり、サフォークランド土別サッカー大会、ハーフマラソン大会、産業フェアや合宿の里土別へようこそなど、各団体、実行委員会が主催するイベント等のPRに使用していました。

その後、観光協会では高速道路以外にも国道などの一般道利用者も含め、より多くの皆さんの目につき、PR効果を上げるため、本年、平成24年からは設置場所を大通5丁目交差点付近、こちらは冬場のイルミネーションを設置している場所ではありますが、そちらのポールを利用して垂れ幕形式のPR看板に変更したため、現在は使用されていない現状であります。

土別剣淵インターチェンジ入り口の看板枠につきましては、今後、設置者であります土別観光協会とイベントのPR、観光施設の案内広告など内容を協議する中で有効に活用していきたいと考えております。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 5丁目のほうに移ったということなんですけれども、あその看板は信号機でとまると必ず目にする場所なので、ぜひ利用してもらいたいのと、観光協会を利用するのも一つの考えなんですけれども、逆に市の看板でありますから、その看板を利用して企業収入を、企業から広告として収入を得られないかということなんですけれども、その収入をもとに、回りの整備や花壇など、また観光の案内板などを整備するという予算に使えるとは思いますが、その辺はどうお考えになりますか。

副委員長（国忠崇史君） 井出商工労働観光課長。

商工労働観光課長（井出俊博君） お答えいたします。

今の「ようこそ土別」の看板下の部分につきましてはの企業広告の収入を得てというお話でございますけれども、この部分については、仮にあそこに企業広告を得るといような場合を想定したときに、高速道路から今おっしゃられたように正面に目につくわけなんです、国道を通行する方からいうと、国道と平行に立っておりますので、やはりちょっと見えづらいのかなというような、そういったような課題もありますけれども、まず設置した観光協会とそのような企業側のニーズがあるかどうかというような意見交換をしながら、その可能性について検討していきたいというふうに考えております。

それから、花壇、それから観光箇所の案内板等々の整備についてですけれども、これらについてはおもてなしの部分にというような考え方であります。それにつきまして、観光協会がこういうおもてなし、観光の部分については非常に重要な役割を担っているということからも、やはり観光協会の体制強化が非常に必要ではないかなというふうに考えております。こちら

も強化をしながら、こういった問題に観光協会とともに検討しながら、こういう花壇や案内板、それから本市の観光振興のための誘致活動なども含めて取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

委員（十河剛志君） ぜひ観光協会と協議して、せっかくスペースがあるんですから、使っていただきたい。それと、私個人的には企業収入を上げていただきたい。あそこは札幌、旭川から来る場合、あっち方面から来る場合はほぼあそこを通過すると思うんです。国道40号で来る方よりも高速で来られる方のほうが遠ければ遠いほど多いと思うので、そういう遠くから来た人にPRできる看板を制作してほしいなと思っております。

今現在、士別市ではどのような広告収入というか、広告があるのか教えていただきたいと思えます。

副委員長（国忠崇史君） 東川秘書広報課主幹。

秘書広報課主幹（東川晃宏君） 広報の印刷物等の関係かと思いますので、これまで有料で広告を掲載したものに限りまして答弁させていただきます。

印刷物としましては、平成19年に市民部環境生活課のほうで作成しました士別市ごみ分別事典というのがございます。この事典につきましては、ごみの分別に当たって長期にわたり各家庭で保存して利用するということが想定されるため、広告の効果も高く、また事典の内容に関連する企業等の広告を掲載することによりまして、市民のサービスのほうの向上にもつながるというものとして試行的に取り組んだ例でございます。

この事典の場合では、全48ページのうち巻末の3ページに広告のほうを掲載しまして、掲載の料金は1ページを8つの区画に分けて、その1区画を5,000円で広告のほうを掲載いたしました。その際の実績につきましては、3ページ、8区画の24区画の全部の募集に対しまして、1社で4区画を使って広告する会社などがあられるなど、全部で15社から広告掲載のほうの依頼がありまして、すべての区画のほうを広告で埋めることができました。24区画分で12万円の広告収入を得ることができました。

この事典の作成費用は約216万7,000円という費用だったため、その約5.5%を広告により賄ったということになります。作成費用を総ページ数で割り返した場合の1ページ当たりの単価、約4万5,000円に対しまして、1ページ当たりの広告収入が4万円ということになりましたので、若干作成費用を下回るという結果になったところであります。

ほかにも現在有料で広告を掲載している例としましては、ホームページへのバナー広告の掲載のほうがございます。平成21年度のホームページのトップ画面のリニューアルに合わせまして、バナー広告のほうの掲載を開始いたしました。バナー広告のほうは市のホームページのトップ画面右側のほうに掲載しているものですが、現在5社から広告の依頼を受けております。その掲載費用につきましては、この24年4月から料金のほうを一部改正しまして、月額

料金は1万円と変更はないものの、市内に事業所等を有する企業が12カ月間連続して広告を掲載する場合につきましては、その掲載料金を従来の11万円から6万円に引き下げ、市内に事業所等がない企業につきましては、従来の11万円から10万円に値段のほうの引き下げというのを行ったところであります。

このホームページへのバナー広告を掲載するのを始める際に、士別市広告掲載要綱のほうを制定しまして、掲載の基準や掲載の手続、また掲載する広告の適否を審査する審査委員会などについて規定しております。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 今聞いて、ホームページも5社が入っているということなんですが、平成23年度のごみカレンダーと広報ですね、どれぐらいの費用がかかっているのか。また、広告収入を入れるとすればどれぐらいのコストダウンとなるのか、シミュレーションされていればお聞かせ願いたいと思います。

副委員長（国忠崇史君） 田中秘書広報課長。

秘書広報課長（田中寿幸君） お答えいたします。

まず、ごみカレンダーにつきましてですが、毎年3月に配布しておりまして、分別方法と年間分のカレンダーを高齢者の使用を考慮しまして、文字ポイントを大きくしたA2判、1枚片面印刷で作成しております。経費につきましては、1枚66円で1万枚作成しておりますので、経費66万2,000円であります。

このカレンダーにつきましては、御家庭で壁に張り使用するには最大のサイズというふうに考えておりますが、仮に一回り大きなサイズB2判で作成して、その広げたスペースに広告を掲載するとした場合、印刷費の増額は概算で10万円弱となりまして、広告料を1社1万円とした場合は、10社の応募があれば採算性の面ではつり合うこととなります。

次に、広報についてでありますけれども、毎月1日発行の市政版を例で申しますと、20ページを基本といたしまして、平成23年度4月から9月までの単価は一部75.8円、それから下半期の10月から3月までは75.9円というふうになりますが、年額874万3,081円の経費がかかっております。

そこで、広報に有料広告ページを新たに増やすとした場合につきましては、最低でも表裏1枚分、すなわち2ページ分を増やさなければならないこととなりますので、1ページ当たり約3万円程度の増額となりますことから、2ページ分で約6万円程度の増額となります。そのスペース分を有料広告で賄うということになりますと、広告料を1社1万円とした場合、6社の応募があれば採算性の面ではつり合うこととなります。

仮に現行のページ数の中で、ほかの記事のスペースを縮小いたしまして、そのスペースを確保して掲載するというのであれば、新たな経費を必要としないで掲載することができますし、その掲載する数、それから費用にもよりますけれども、コストダウンを図ることは可能で

あるというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員の総括質問が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

（午後 0時01分休憩）

（午後 1時30分再開）

副委員長（国忠崇史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

十河剛志委員。

委員（十河剛志君） 午前中、ごみカレンダー、広報の金額をお聞きいたしました。

私、先月、道外視察で九州の4市町村へ行ってまいりました。1カ所目の大分県臼杵市の最終処分場を視察した際に、臼杵市のごみ収集カレンダーを見せていただきました。土別市ではとても大きいA2サイズのごみ収集カレンダーですが、臼杵市はA4サイズで月ごとめくる感じのタイプになっております。その中で、広告がこの1枚で13社入っておる状況であります。そして、カレンダー自体がめくる形で毎月広告が入っているという、かえってごみ収集カレンダー自体を広告料である程度賄っていると聞きました。

筑紫野市では、市庁舎の案内板にも多くの広告が入っていました。先日、みよし市の新しい市庁舎を見せていただいたときも、案内掲示板には広告が入っていました。そして、みよし市では広報は月2回発行しておりますが、その中には広告が6社、1枠1万円だとお聞きしましたが、広告が入っております。

各市町村で独自の収入を確保する努力をしております。土別市の市税は平成23年度は22億1,124万円と平成22年度より1,163万円減収し、平成24年度も更に減収すると見込まれております。土別市もホームページでバナー広告設置をしておりますが、5社参加していただいて34万円程度の収入が図られていますが、このような収入をもとに出版物、掲示板、広告で収入を上げ、市民が使いやすい見やすい出版物、掲示板などをつくるようなお考えはあるかどうかお聞かせください。

副委員長（国忠崇史君） 大崎企画振興室長。

企画振興室長（大崎良夫君） 先ほども御答弁いたしましたけれども、過去に有料広告を掲載した出版物として、平成19年のごみ分別事典、さらには近年では平成21年に市ホームページで有料のバナー広告に取り組んだ際に、土別市広告掲載要綱を制定しているところであります。この要綱の制定によりまして、以前議会でもお尋ねのありました広告に対する責任の所在につきましても、広告主に責任がある旨の規定をすることにより整理をしているところであります。

今後につきましては、広告を掲載することによる負担の問題はもちろんのことですけれども、

れども、有料広告の掲載による市民サービス向上の視点、さらには有料広告を掲載することが適当な出版物なのかどうか、さらには地域経済の状況、さらには民間企業との競合などを総合的に検証する中で十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

委員（十河剛志君） ぜひ広告で収入を上げて掲示板とかを活用していただきたいと思います。

1つ紹介させていただきますと、みよし市では広報の中に広告6社入っているんですが、その中でガソリンスタンドの広告が5円割引というクーポン券をつけております。このような広告が結構好評だとお聞きいたしました。こういう広告で企業側も宣伝効果があり、市民にも好評だと広報を見る市民も増えると思いますし、また市の収入も増えるので、1つの広告で4つの利点があると思いますが、知恵を絞り、企業も市民も土別市もお互いにいいものをつくっていただきたいと思います。

以上でこの質問は終わります。

3項目めのラブ土別・バイ土別運動についてお聞きいたします。

住宅改修促進助成事業と住宅新築促進助成事業の平成22年度から平成24年度10月までの件数、事業費をお知らせください。

副委員長（国忠崇史君） 藪中商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） お答えいたします。

まず、住宅改修のほうからお答えいたします。

平成22年度、174件、3億8,387万3,000円の工事費に対しまして3,480万円を補助金として交付しております。平成23年度、153件、3億2,540万8,000円の工事費に対しまして3,060万円を交付しております。平成24年度、128件、2億6,947万9,000円の工事費に対しまして2,560万円を交付しております。

続いて、住宅の新築ですが、平成22年度、12件、3億1,125万5,000円の工事費に対しまして1,200万円を交付しております。平成23年度、13件、2億7,195万5,000円の工事費に対しまして1,236万円を交付しております。続いて、24年、12件、2億4,694万円の工事費に対しまして1,135万円をそれぞれ交付しております。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 23年度の大まかで構わないんですけども、住宅改修促進事業の業種別というか、どういうものが多いのか、外壁が多いのか、屋根の塗装が多いのか、あるいはボイラーとか配管とかが多いのか、その辺を割合で構いませんのでお知らせください。

副委員長（国忠崇史君） 藪中主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） お答えいたします。

住宅改修の申請書の欄に業種別には分かれていまして、工種別ということで申請時に分か

れております。増築、改修、修繕、それから設備というふうに4項目に分かれておりますので、それぞれ御説明いたします。

増築につきましては、全体の5.1%、改修工事につきましては20%、修繕は72.4%、それから設備については2.5%の割合となっております。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 住宅改修促進事業の平成23年度の予算では170件、3,400万円を組んでおりましたが、3月に200万の減額補正して、23年度の件数が153件、補助金額3,060万円とお聞きしましたが、不用額120万円となっておりますが、これは仮にその前の年が3,480万円ですから、落ちてきてますが、もうある程度改修が終わったと見ているのか、その内容をお知らせください。

副委員長（国忠崇史君） 藪中主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） 平成23年度につきましては、ただいま委員おっしゃったとおり170件の予算を計上いたしました。これは平成22年度の実績が、これは最終的には年度末ですが174件の実績がございまして、22年度150件で3,000万の予算を組んだわけですが、補正を2度いたしまして、それに対応してきたところであります。平成23年度につきましては、174件の実績に基づきまして170件を計上したわけですが、実際には153件ということで、一昨年の21年度末と同額の実績となったことで、3月に減額補正をしたところであります。

それから、今後といいますか、平成22年度は大きく伸びたわけですが、23年度がその前の年並みと、それから今年度につきましても、昨年よりは若干遅いペースといいますか、少し下がっている状況でございますが、ニーズがなくなったというふうには考えておりません。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 住宅新築促進助成事業、住宅改修促進助成事業は、市民また市内業者からも大変喜ばれている事業であります。市内の活性化を図る上からも、今後必要だと考えられます。ただ、25年度までの事業ですので、25年度以降も続けていただきたいと思っているんですが、その辺を25年度以降継続の考えがあるのか、牧野市長のほうからお聞きしたいと思っております。

副委員長（国忠崇史君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 十河委員の御質問にお答えをいたします。

住宅の改修助成、それと新築助成等々については、公約といいますか、マニフェストに基づいて予算計上させていただきながら、議会の御承認をいただいて今進めているところです。

この事業の目指すものというのは、先ほどからお話のとおり、1つはそれぞれの生活環境を充実をしていくという点が1つございます。もう1点は、地元業者に発注をして初めてこの助成を受けられるわけでありますから、住宅関係というのは非常にすそ野の広い事業でございますので、そういった意味では地元業者の活力にもつながっていく、活性化につながっていくと

いう目的を持ちながら今日まで進めてきています。

毎年の今報告したわけでありますが、それぞれ大体平均化されながらこの事業が進められているということで、今までの総事業費にいたしますとおおよそ23億円程度の、その事業が地元業者で行われているということは、非常に活性化につながっているというふうに考えているところであります。

それで、このほかにも例えば店舗改修事業なんかについては、飲食店なんかについても新たに助成対象にしたり、あるいは売り場面積のところにある事務所関係についても、それも該当さすという弾力的な条項もつくったことによって、例えば飲食店なんかにおじゃまをすると、お客様に新しくトイレを改修できて非常に喜んでいただいていますという、そういう好評な点もあるものですから、こういった事業も含めながら、先ほど申し上げたとおりこの数年で23億円程度の総事業費がこのまぢでつぎ込まれていると、こういうことであります。

それともう一方は、これは福祉行政になるわけでありましてけれども、例えば要介護以上の方については、これは介護保険のほうでの事業であります、これは地元業者に限っていませんけれども、20万円までの事業については9割、これは18万円までバリアフリーについて助成できるわけです。今年度の予算については議会の御承認をいただいて、とにかく要介護の方をつくらないと。健常者に対してもバリアフリーにする場合、10万円までについては9万円、9割の補助をしますと、これは地元業者に限定しているわけです。こういう事業も一方では行っているわけです。

それで、今お話のとおり非常に要望が強いことも私の耳には入ってきていますから、とりあえず区切りとして平成25年度、ですから平成26年3月末までこの事業を行うという一定の区切りがございますので、これから今日まで行ってきた3年間、4年間、店舗に対しては5年になります、これらの検証をしながら、例えば今まだ関連法案が通っていませんけれども、消費税が5%から年次別に8%、10%までなっていくなんていうことも方向性がある程度出てきているということを見るとするならば、例えば駆け込み的な改修だとか新築だとか、こういったことも想定も一方ではされるわけであって、そういったことも十分勘案しながら、この事業をどうしていくかということは十分検証をして進めていきたいと、このように考えているところです。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

委員（十河剛志君） ぜひ25年度以降も検証して、もっといい案があればそれも加えてもらいながらこの事業を続けていってもらいたいと考えております。

そして、次の項目に入りたいと思います。

次の項目では、23年度の土別市関連施設の仕入れ状況を市外発注額と発注合計額、市外発注率をお聞かせください。

副委員長（国忠崇史君） 徳竹商工労働観光課主査。

商工労働観光課主査（徳竹貴之君） お答えいたします。

平成23年度各市内関連施設の食材等の仕入れ状況であります。発注合計額、そのうちの市外発注額、そして市外発注率を御報告させていただきます。

まず、羊飼いの家、発注合計額2,322万8,000円のうち市外発注額が1,160万2,000円であり、市外発注率が49.9%となっております。サイクリングターミナルにつきましては、発注総額1,155万4,000円のうち市外発注額694万3,000円であり、市外発注率は60.1%であります。翠月、発注合計額5,500万3,000円のうち市外発注額が3,681万7,000円であり、発注率につきましては66.9%となっております。また、和が舎につきましては、発注総額1,125万円のうち市外発注額につきましてはゼロ円となり、発注率もゼロ%でございます。学校給食センターにつきましては、発注総額9,800万4,000円のうち、市外発注額が7,887万3,000円であり、市外発注率は80.5%となっております。引き続きまして、桜丘荘であります。発注総額2,645万6,000円のうち、市外発注額359万6,000円であり、発注率は13.6%となっております。最後にコスモス苑であります。発注総額1,806万6,000円のうち市外発注額が523万9,000円であり、市外発注率は29.0%となっております。

以上でございます。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 今23年度の発注率をお聞きしましたが、今お聞きした中で給食センターが飛び抜けて80.5%の市外発注率となっております。そして、金額が7,887万3,000円発注しているんですけども、市外業者からどのような給食食材を購入しているのかお知らせ願います。

副委員長（国忠崇史君） 平岡学校給食センター所長。

学校給食センター所長（平岡 均君） お答えいたします。

仕入れの市外業者は9社ありますが、仕入れの額の大きい旭川、札幌市、主要3社において給食食材として、ごまあえサラダなど副菜、それからスクランブルエッグなどの冷凍食品などを購入しており、約4,000万円ほどとなっております。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

委員（十河剛志君） これらの食材を少しでも市内業者から購入して、金額もあるので全部とは言いませんけれども、少しでも市内業者を使うようにこれから市内業者から購入できる食材はないのか、わかる範囲で構わないので教えてもらえますか。

副委員長（国忠崇史君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） 給食センターの市外の業者からの仕入れ等について、ちょっと私のほうから御答弁をさせていただきます。

実は私、この学校給食業務に携わったときに、余りにも市外からの発注額が多いのに驚きましたし、その産品にしても道外ですとか、さまざまな部分が多いのに驚きました。それで、何とか市内の部分を増やすことができないかということでもさまざま検討を進めてはまいったわけですけども、特に今仕入れの金額ベースでの部分を経済部のほうからお話し申し上げました

が、産地別の部分で言いますと、米につきましては100%、モチも含めて土別産を購入しております。さらに、野菜につきましても、どうしても冬季間、土別産の野菜が得られないという部分がありますが、年間を通しましても47%が土別産の野菜ということになっているという状況でございます。

さらに、仕入れ業者の部分につきまして、今所長のほうから御答弁申し上げましたが、給食センターがその他の例えば羊飼いの家、サイクリングターミナル、翠月、和が舎等と違いますのは、すべて例えば野菜だとか肉だとか魚だとかをそのまま原材料として仕入れて調理をするという仕組みにはなっておりません。と申しますのは、他の施設の部分が1食当たり提供するのが100レベルの単位だと思んですが、給食センターの場合には1回提供するのが2,200食でございます。そのために、例えば生の魚を仕入れて、それをすべて調理をしてお出しするという格好ではなくて、基本的にはもう冷凍になっていて加熱をすればいいだとか、あるいは野菜等についてもそういった形で熱をかける、あるいは揚げるだとかという形で調理をするということになっております。

そして、このために市内の業者の部分でいいますと、大量に例えば野菜にしましても、そういった冷凍の部分につきましても、何千食分を納入するということについて、その部分での販路が得がたいということで、市内の業者とも何度か打ち合わせをしてきたわけですが、大量の部分についてはちょっと無理だというようなことでございまして、今後もその部分については検討していきたいなというふうに思っております。

それで、もう1点ちょっと申し上げておきますが、7,800万円のうち3,000万円は道から補助金が出されている牛乳と、それと北海道給食会から購入している米と小麦、この価格でございまして、これは札幌の北海道給食会に支払いはしているもので、市外業者扱いということにはなるんですが、どちらの給食センターもそちらから米、小麦については直接仕入れて、御飯やパンとして提供しているということなので、7,800万円のうちのこの3,000万円についてはそういう内訳になっております。

給食センターの所長からありました旭川、札幌の卸売業者の4,000万円について、これもかつては市内に地元資本の大手スーパーがあるときには、2,200食分のロットでも十分取引先からいってAコープも含めて可能なわけだったんですけども、その部分、倒産ですとか、撤退ですとか、店舗の廃業等に伴って、そういうところとの取引ができなくなって、非常にさまざまな食材を市内業者に発注するのは、それぞれの小売店なり何なりをお願いをしているということで、かなり今大変な状況にはなっているということでございます。

今申し上げましたように、4,000万円と3,000万円はそういうことなんですが、残り1,900万円の部分につきまして、これについては委員のお話のとおり、もう一度市内の小売り業者と折衝をして、何らかの形で少しでも市内の部分での発注額を上げていきたいというふうに考えているところでございます。

それで、1点申し上げておきますが、市内の小売り業者さんは、例えば福祉施設ですとか、

保育園ですとか、そういう直接その調理場で調理をしているところにも相当納入をしているという部分がありますので、それプラス基準が厳しい給食の部分ではなかなかその対応が難しい。と申しますのは、もう当日の生鮮の野菜だとか、そういったものは事前の納入は認められておりませんで、当日の調理する朝の納入ですので、かなり縛りがきついと。その割に給食センターへの納品については値段も安く抑えられるので、大変厳しい状況にあるんだということではございます。

ただ、本当に地元の発注額が低い状況にもありますので、今後さまざまな協議を市内の業者とさせていただいて、少しでもその割合を高めるように努力をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

委員（十河剛志君） ありがとうございます。

給食センターはいろいろの問題もありますから、大変難しいことがわかりましたが、少しでも市内業者を使うように今後ともお願いしたいと思います。

それで、以前、平成21年度の決算委員会で、第三セクターの数字についてはお聞きしております。21年度につきましてはですね。それで、羊飼いの家が、市外発注率だけ言わせていただきますと、平成21年度は52.3%で、今回平成23年度については49.9%、マイナス2.4%の若干土別を使っているということになりますけれども、サイクリングターミナルについては、21年度62.1%、平成23年度で60.1%、マイナス2%となっていました。翠月につきましては、平成21年度62.7%、そして平成23年度が66.9%、プラス4.2%となっています。

この中でも、今言ったように上がっているのが翠月だけなんですよね。羊飼いの家、サイクリングターミナルは2%市内が増えたのかどうかはちょっと微妙なところなんですけれども、一応数字上は下がり市内業者の割合が少し上がっていると。ただ、翠月に関しては4.2%市内の業者からとる分は減っていると、金額ベースですけれどもね。

それで、やっぱり以前からラブ士別・バイ士別運動の推進が地域活性化と直結すると言われておりますので、第三セクターの仕入れについて、市内業者をもっと使っていただきたいと決算委員会で前回も言いましたが、そのときの答弁で、取締役会や経営会議の中で仕入れについても協議し、経営上可能な範囲において、少しでも多くの市内業者から仕入れるよう努力をしていただくと言っていました。平成21年度より翠月の市外発注率が多くなっています。その理由をお答えをお願いします。

副委員長（国忠崇史君） 井出商工労働観光課長。

商工労働観光課長（井出俊博君） お答えします。

平成23年度の翠月の市外発注率が4.2%上がったということではございますが、この理由といたしましては、前回21年度の分との比較の中で、仕入れ総額ではさほど大きく変更はありません。おおむね5,500万程度というようなことで押さえておまして、その発注品目の中で精肉、

肉加工品が137万5,000円ほど前回の調査よりも増えたと。それから、冷凍・冷蔵食品につきましても147万5,000円ほど増えたというようなことで、これは発注品目の中で増えているところがありましたので、66.9%の市外発注率となったような結果というふうに考えております。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 中の肉や冷凍食品が上がったということなんですけれども、ただ、肉、冷凍食品が上がって市内の発注率自体は多分変わってなかったんじゃないかと思いますが、前回の答弁の中でも取締役会、経営会議の中で協議するとなっているんですけれども、実際に取締役会や経営会議の中で協議がされたのか、その経過をお知らせください。

副委員長（国忠崇史君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君） お答えいたします。

十河委員のほうから21年の決算のときの委員会の答弁を踏まえて、現在の取締役会並びに経営会議の論議の関係でございます。特に翠月につきましては、これまでも取締役会の前段には経営会議ということで、社長を含めて取締役が集まる中で、翠月の経営側からいろんな観点から、その時点での収入の関係、さらには費用の関係、中身等についてそれぞれお伺いしてきております。

そこで、その席においても、お話のようにできる限り市内業者から仕入れるようにということで、一つの話し合いの中にはなっているところでございます。ただし、21年、23年を比較して、今数字で申し上げますと4.2%、金額で申し上げますと214万5,000円、結果的に伸びてしまったという結果でございます。さまざまな要因はあるかと思いますが、市内業者への発注が増えていないということを踏まえまして、今後はそれが単価の問題なのか、あるいは仕入れの量の問題なのか、さらには仕入れの仕組みの問題なのか等々を含めて、今十河委員お話のいわゆるラブ士別・パイ士別の観点というのは、これは大切にしなければならないと思っておりますので、改めて仕入れの状況を精査していただきまして、主に料理部門を担当していただいている責任者の方と、ちょっと我々も入ってさまざまな形でその仕入れの状況について、今後改善できる方向はあるのかどうか、そのあたりについても話し合いをさせていただきたいと思っております。

以上であります。

副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 昔は数キロ歩けば必ず商店があり、食料品も買えたという時代ではありましたが、最近はコンビニや大型スーパーマーケットに押され、個人商店は減少し大変厳しい経営をしています。昨年3月11日の大震災でも、食料供給に個人商店が大きな役割を果たしたという新聞記事もありました。また、士別市は高齢化率も33.4%、少しずつ上がっていくことが予想されます。そのときもやっぱり個人商店が宅配などをやってもらうのに、商店がなければそういう事業も成り立たないような気がしますので、ぜひその商店を守るような施策を

考えていただきたいとともに、市が出資している施設が少しでもラブ士別・バイ士別運動を推進するためにも、市内の個人商店を守っていくようにしていただきたいと思います。これからも翌月に対しては、取締役会や経営会議などで市内業者を少しでも使ってもらえるような働きかけをしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

副委員長（国忠崇史君） 井上久嗣委員。

委員（井上久嗣君） 通告に従いまして総括質問をさせていただきたいと思います。

初めに、本市施設の改修計画についてという項目で質問をさせていただきたいと思います。

本市は北海道内多くの都市がございますけれども、地方都市におきましては例外にあらず、我がまちも非常に人口の減少と縮小が予想されていまして、収支の財源自体も縮小という形で予想されていくわけですが、そういった中、公共施設いわゆるハードですね、をこれから新設、建てかえをどんどんしていくということにはなかなか難しいことが想定されております。

そういった中、今ある施設を極力長く、長寿命化していこうということが、これは今国も含めてそういった方向に進めてきております。そのために本市にかかわるさまざまな施設がございますけれども、これを計画的に補修、改修をしていくと、そして大事に長く使っていくということが、これは市民の財産でもありますので、結果的に市民の負担も減らし、快適な施設環境を守っていくというか、継続して使っていけるような形をこれからも考えていかなければならないと考えるところでです。

それで、初めにお聞きいたしますけれども、平成22年度に、この前後にもたくさんの臨時交付金がありますけれども、特に22年度の臨時交付金が繰越明許されまして、今回審査しております23年度の決算の中に多くの改修整備事業が実施されております。

これを見ますと、臨時交付金の名前も毎年変わりがして、覚え切れておりませんが、23年度、これは22年度の繰越明許で行われたきめ細かな交付金事業費という形で、非常に多くの改修事業がされました。ふれあいセンター整備事業ですとか、朝日歯科診療所医師住宅改修事業約600万円、農産加工実習施設改修事業とかいろいろあります。

改めてお聞きいたします。これら23年度に行われましたこの改修事業の主な中身と、最終的に行われました実施件数、そして総額はどのくらいだったのか。そのうち今私が申し上げました臨時交付金で行われた改修事業と単独費用を含めてその他で行われた費用があるかと思えますけれども、それらの比率はどのくらいになっているのでしょうか。

副委員長（国忠崇史君） 法邑財政課長。

財政課長（法邑和浩君） お答えいたします。

まず、改修の定義でありますけれども、これは必ずしも明確でない部分はあります。耐用年数が延びたりですとか、施設に付加価値が加わったものなど、そういった事業を選択いたしまして、新たに建設したものでありますとか、維持補修費的な部分、あるいは単なる備品の購入など、そういった部分だとか、道路にかかわったり公園などインフラの部分はちょっと除きま

して集約をいたしたところであります。その数字でお答えさせていただきます。

まず、23年度の現年度の予算で実施した改修事業でありますけれども、その主な中身といたしましては、南中学校外壁の塗装工事でありますかと、それから日向スキー場リフトのオーバーホールをしております。そのほかふどう野球場の補修工事、こういった体育施設の整備などがございまして、こうした件数が5件ありまして、額といたしましては1億1,700万円ほどというふうになっております。

それから、経済対策による交付金で繰り越し事業で行いました部分でありますけれども、これらの主な中身といたしましては、農畜産物加工施設の内部改修工事、あるいはこぶたの家ホールの屋根の改修でありますとか、羊飼いの家の展望台整備、そのほか東高等学校においては体育館の改修ですとか、農業者トレーニングセンターのアリーナの床の塗装、つくも野球場の整備等々、これらは14件ほどございまして、金額的には8,700万円ほどということになっております。合わせます改修費の総額ですけれども、およそ2億400万円ほどというような状況になっております。

それと、交付金とそれ以外の部分の比率の関係でありますけれども、交付金で実施した部分は金額の比率でいきますと約42.5%、それから57.5%はその他の改修で行ったという状況であります。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 約4割強の事業が国の交付金でできたということで、非常になかなか改修事業というのは単独でやろうと思いつつ後回しにされる部分がありまして、国の景気対策を含めたこの臨時交付金の制度によって、23年度におきましてもかなりたくさんの改修ができたということで、これは土別市にとっては非常にうれしいことだったと思います。

そこで、土別市総合計画がございまして。総合計画、これは地方自治体が基本中の基本の計画として策定しなさいということになっておりまして、ちょうど平成20年から29年という形で今の土別市の総合計画は10年間という形でつくられておりまして、そのちょうど前期5年がもうすぐ今年度末で終わって折り返しが来ようとしております。

その大きな総合計画を3年単位で実施計画というのを毎年ローリングをしながらつくっておりますね。手元にあるのは、これは24年度版ですが、24、25、26年度と3年分の実施計画が載っております。

それで、この実施計画以外にも、これは26年度までのものですけれども、当初より10年間にこういった改修事業をやっていこうということで、細かなことまで内部的に拾い出していたものが多々あるかと思うんですけれども、今回、今御説明いただいた23年度に限ってお聞きいたしましたけれども、この中で総合計画に載っているものと載っていないものといろいろあると思うんですけれども、まずこの23年度中に総合計画に載っていた、細かな計画に載っていて実施されたものは、先ほど8,700万円程度、臨時交付金の中で、総額で2億円ちょっとという形で改修事業が行われたとありますけれども、その中で総合計画に載っていたものは一体金額的、

件数的にはどのくらいあるんでしょうか。

副委員長（国忠崇史君） 法邑課長。

財政課長（法邑和浩君） 先ほどお答えいたしました事業と一部重複はいたしますけれども、まず現年予算で実施した事業のうち、総合計画に載っていた事業ですけれども、朝日の一二三団地の改修でありますとか、日向スキー場の整備、あるいは陸上競技場などの体育施設の整備、これは3事業で6,250万円となっております。また、交付金を使いました繰り越し事業でありますけれども、朝日歯科診療所の医師の住宅改修でありますとか、羊飼いの家の展望台整備、農業者トレーニングセンターの改修、それから体育施設整備など、これらの4事業で3,760万円ということで、合わせますと7事業、1億10万円ほどが総合計画に登載の事業ということになります。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） わかりました。約1億円が総合計画の中にされていたということですね。

それで、今23年度についてお聞きをいたしましたけれども、過去3年間の数字の流れをちょっとお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、21年度、22年度、23年度と過去3年間の先ほどの範疇の形で構いませんので、改修事業費がどのように推移していったのかお知らせいただきたいと思っております。

副委員長（国忠崇史君） 法邑課長。

財政課長（法邑和浩君） 過去3年間の現年予算と繰り越し事業を含めて御答弁させていただきますが、21年度の改修事業費は約5億2,000万円、22年度につきましては3億5,700万円、そして23年度につきましては2億400万円という状況であります。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 21年度の5億2,000万円、このときの改めて決算、私も議員をそのころは当然しておりますけれども、そのときも地域活性化・生活対策交付金制度、こちら平成20年度の繰越明許ということで、非常に多くのサンライズホールの屋根の改修ですとか、これも国の臨時交付金で非常に大きな改修事業がたくさん進んだ結果、5億2,000万円という形の数字になったかと思っております。

それと、22年度、こちらは地域活性化・公共投資臨時交付金というのが、それときめ細かな臨時交付金というのもありまして、これは21年度の繰越明許ということで、22年度に多くの改修事業がされて、ちょっと減って、2億円くらい減っておりますけれども3億5,000万円。そして、先ほど来御説明いただきました23年度、大分減りましたけれども、それでもまだ臨時交付金がありまして、それを繰り越した上で2億円くらいということで、この3年間で今ざっと計算すると10億円を超える改修事業が、特に国の交付金のおかげで進んだということが言えるかと思っておりますけれども、これは私はこの3年間というのは非常に交付金に、土別市にとっては恵まれて、前倒しでかなりの改修事業ができたということで、今後こういうこの3年間のような臨時交付金が措置を安定的にされるという形はなかなか見込めないもので、例えばこの21年度、

22年度のような大きな改修事業が同じようなペースでこれからも続くというのは非常に難しいだろうとは思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

副委員長（国忠崇史君） 法邑課長。

財政課長（法邑和浩君） おっしゃいますように、21から23年度にかけては、国の経済対策ということで、およそ3年間通しますと14億円程度の交付金が交付され、そのおかげで通常であれば先送りされるような事業ですとか、一般財源に不足を生じる、あるいは起債の充当が難しいといったような事業につきましても取り組むことができたというふうに考えております。

ただ、今後のことでありますけれども、今、国のほうでは小規模な補正予算などを組むということで動きもありますけれども、過去においたような大規模な経済対策、これらについては当面見込めないのではないかというふうに考えておまして、こういった施設の改修等につきましては、計画的に年次的に計画を立ててやっていかなければならないというふうに考えております。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） その今御説明いただいたとおり21年、22年度が特にピークになりまして、この前後三、四年で非常に多くの改修事業が進みまして、ここに平成19年10月に出された、この後最新版もあったのかもしれませんが、総合計画の主な予定事業一覧というのがございます。一番大きいのは、これは改修になるのか、新築になるのかは別にいたしまして、当時としてはこの庁舎の大規模改修約70億円というのが載っております、そのほかいろいろなものが載っております。これの最後のページには、軽微な改修、改善はこちらには掲載していませんとなっておりますので、これ以外にもいろんなものが内部では計画されていたんだと思いますけれども、この23年度まで臨時交付金を中心に大きく改修された事業で、総合計画に載っていた改修事業をかなり前倒ししてされたんだと思いますけれども、あと残り折り返し5年ちょっとありますけれども、当初計画されていて積み残しているというか、今後残っているというか、しなければならぬということで計画されていた改修事業というのは、具体的にどういふものがあるか、もしわかれば金額的にもどの程度のものが残されているんでしょうか。

副委員長（国忠崇史君） 法邑課長。

財政課長（法邑和浩君） 今後に残された改修事業ということであります。庁舎の改修につきましては、これは一番大きな課題でありまして、今の総合計画では29年度までということで、これが合併特例債の活用との関係で一番最終年度ということで載せておりましたけれども、これについては特例債の活用が5年間延びたということで、この事業についても、今は先送りをするというような考えをしております。

当面29年度までに予定している現時点においての予定されている主な事業ということで、実際の実施年度は当時のそのときの財政状況でありますとか、あるいは今後のローリングの関係で変わっていきますけれども、今現在におきましては、まず公会堂の展示館の改修、これらが予定では1,300万円程度でありますけれども、25年度に予定をしておりますし、サンライズホ

ールの改修、これは音響設備の改修になりますけれども、これも1,500万円ほど見込んでおります。その他市民文化センター、これは舞台の袖の幕でありますとか、吊りもののワイヤー更新ということになりますけれども、これらの2,500万円程度。それから、陸上競技場の改修、これは幅跳びですとか高飛びですとかやり投げなどの助走路の改修ということになりますけれども、これらで4,360万円ほど。それから、日向スキー場、これは第1リフトの全面改修ということになります、1億1,000万円ほど。その他の公営住宅に関しましては、ストック改善ということで、随時計画的にやっていくような予定をしております。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 今いろいろありましたけれども、例えば土別市の観光の顔になる観光施設、幾つかありますけれども、例えば羊と雲の丘にございます羊飼いの家、これは平成4年にオープンしております、ちょうど20年が過ぎております。外装はさきの21年、22年ごろに直したり、また展望台を増設されたりとか、外装的には手入れをしているんですけども、内装は当時オープンしたままで、非常に壁紙が汚れ、一部はがれたりとか、木製サッシを利用している関係上、木製サッシのすき間から雨が入り込んであちらこちらにしみができたりと、非常に土別の一番の観光の場所にしてはいかなものかなという感じも正直言ってございます。あと備品の更新ももうそろそろだろうなというところもございます。

その後平成9年にオープンしました土別inn翠月、先ほどから別の話題で上がっておりますけれども、こちら15年もたちまして、大体もう内装ですとか、一部備品とか、そろそろ早目、早目に観光の顔になる部分は更新を計画していかなければならないだろうなと私は思っております。そんなことを含めまして、先ほど公会堂だとかサンライズとかありましたけれども、現実にはこういうのは上がってないんですね、今のお話の中では。

それで、今基本的に総合計画に載ってないものは、これから折り返し5年ありますけれども、原則しないのかということになるかと思えます。これ新聞に載ってまして、市長の財源確保に関する一般要求に関する基準で記事に載ってますけれども、基本的には総合計画の事業以外は原則として認めないと。総合計画に計上している新規事業に関しても、他の事業見直しによる財源確保または恒久的な歳入確保の方策を示すということになっておりますけれども、私はせっかく臨時交付金で前倒しでこれだけの3年4年の間に改修事業が進みましたので、それはそれとして、これから折り返し5年は計画に載ってないんだから、次の総合計画まで持ち越すんだということにされるのか、それともこれから何らかの景気対策で臨時交付金がつくのかつかないかということもあるかもしれませんけれども、やはり必要に応じて、先ほど言った例も含めて、改修の必要なものはしていくというスタンスも私は必要だと思うんですけども、その辺に対する総合計画と今の改修に含めた今後5年ちょっとの間のお考え方というのをお聞かせいただきたいと思えます。

副委員長（国忠崇史君） 法邑課長。

財政課長（法邑和浩君） 市の各施設はふだんの保守点検ですとかメンテナンスを行いまして、施設の長寿命化を図っております。ただ、財政上は財源の確保が厳しいということがありますので、その効率的な運用をしなければならないというのは当然であります。したがいまして、計画性が大事、重要ということでありまして、計画的に事業を実施していく必要があるということとです。

予算編成方針でも、今委員おっしゃいましたように記載しておりまして、原則的には総合計画にない事業は実施しないという方針を出しております。ただ、これは例えば突然壊れてしまって、大規模な改修が必要になってしまったですとか、そういったような新たな改修の必要性などが生じた場合については、当然この限りではないというふうに考えておりますし、総合計画のローリング、ヒアリング、これは毎年ヒアリングをしておりますので、その中で新たに加えて計画的に実施していくというようなこともありますので、あくまでも原則的に方針としては計画にないものはしませんよという考え、方針であります。

副委員長（国忠崇史君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 今、新聞記事に書いてあったことなんですけれども、これは予算編成方針の中だと思えます。今、財政課長が申しあげましたけれども、総合計画も毎年毎年3年間のローリングということで見直しをかけながらやっております。その中で、各部からいろいろな事業のあり方というのをヒアリングをして、そしてしっかりその中に位置づけをしていくということをやっております、そのときに全く話も何もなかったやつが予算編成の時期になって、実はこんなのありましたと言っても、そういったものは認めませんというようなことでありまして、今マスタープラン全体の中に載っていないから、それは次のマスタープランの見直しまで全くそれはだめだといったような意味合いではありません。

ただ、あくまでもそのマスタープランに位置づけられるというのは、毎年毎年大きく変わるなということになりますと、長期的な財政見通しもつきませんので、そういうことにもなりませんけれども、ただ必要なやつについては、しっかりしっかり毎年3年間のローリングの中で見直しをして位置づけをしていくと、そういったものを実際に予算化しながらいくということで、今載っていないやつが次の時期まで全く認めないということではないという意味でございます。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、ちょうど今、副市長から長期的な話も出ましたけれども、一番最初にお話ししたとおり、国もいろんなものを長持ちさせてこれから使っていこうということで、例えば市も土別市公営住宅等長寿命化計画というのを策定してます。これはまさにそのとおりで、公営住宅を長く使っていくというきちとした国の制度、指針のもとで自治体もつくって、そうしないと補助金が見つからないとか、いろんなことがあるのかもしれませんが、あわせて同じように橋梁の長寿命化修繕計画もちょうど今つくっているさなかかと思えますけれども、こちらもやはり国の施策、指針にのっとって、うちのまちの橋の長寿命化を長期計画をしてい

こうということかと思えます。

それで、考えてみると、うちのまちには非常に合併も含めて多くの公共施設があるんですけども、先ほど来総合計画でいろんな改修計画が載っていて、それがかなり前倒しで進んだというのがありますけれども、総合計画というよりも公共施設をそれぞれ長寿命化、長く使うために定期的に改修していくという、そういった計画というのが今まで内部的にはもしかしたらそれなりのものはあるんですけども、議会側には示されたこともありませんし、それよりも隠すものでは何でもないんで、そういったきちとした市の施設の寿命をこれから中長期的に改修を進めながら、必要なものは長く使っていくという、そういう計画を本来策定してもいいんじゃないかなと私は思うんですけども、そういったお考えは今のところ持ち合わせはないんでしょうか。

副委員長（国忠崇史君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） お答えをいたします。

先ほど来井上委員のほうからお話あるように、公共施設、市民の財産であるということから、これを大切に長く使うということについては極めて大事な事柄であろうというふうに私たちも考えています。市の今保有している施設というのは、昭和40年あるいは50年代に建てられたものが極めて多いわけでありまして、先ほど来の総合計画のヒアリングの際にも、まだ総合計画に現段階で載っていない施設の補修、修理、そういったようなお話もお聞きはしています。

それで、昨年来、自治体運営改革会議というのを設置しまして、84の施設についてその維持管理等々を含めてその実態を調査をしました。その結果、今年度議会のほうにもお示ししましたように11ほどの施設についての見直しも図らせていただきましたけれども、その作業の中で84の施設それぞれの今後の維持管理のこともそのデータとしては保有をしている今状況にあります。

それで、先ほど来のお話あるように、今後の維持管理の計画、いわゆるストックマネジメントの計画ということで、平成25年度において自治体運営改革会議において、そういった計画の必要性を含めて検討を進めてまいりたいと、現段階でそう考えております。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） ぜひきちっと年度、この年にこれをやるんだということは、財政的なことも含めて具体的には難しいかと思うんですけども、やはりある程度の短期的・中期的・長期的な部分で必要な優先順位をきちっと決めながら、そういった計画をぜひつくっていただけるように進めていただければと思います。

それでは、ちょっと関連して質問をさせていただきますけれども、第三セクター等の指定管理者が市の施設を管理するというのはますますこれからも増えていくと思われまじくけれども、指定管理者が実際何か軽微な修繕をするすとか、備品を更新しなければならぬというときに、本来は指定管理者ですから、市の施設を管理していただいているわけでありまして、当然

市の建物で備品も市のものなんですけれども、場合によっては軽微なものということで、指定管理者が修繕をしたり、備品の更新をしたりという場合があると聞いております。実際それは何らかの取り決めの中で指定管理者がやるのか、市側がやるのかということでされているかと思うんですけれども、そういった取り決めの内容は現在どういう形になっていらっしゃるのでしょうか。

副委員長（国忠崇史君） 中館財政課主幹。

財政課主幹（中館圭司君） 指定管理者が行う改修や備品更新を行う範囲につきましては、市と指定管理者が業務の細目を定めました基本協定書を取り交わしております、その中の管理運営上のリスク分担というような項目の中で、例えば経年劣化による修繕ですとか、指定管理者の管理上の瑕疵による修繕等で小規模なものについては指定管理者が負担をします。それ以外のものについては、備品の更新も含めて市が行うというような取り決めになってございます。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 管理上の瑕疵ということで今御説明いただきましたけれども、管理上の瑕疵がどの範囲なのか、指定管理者のミスによりということなんでしょうけれども、そうだった場合の軽微な部分って、その軽微というのは3万円なのか5万円なのか10万円なのかという非常に正直言ってあいまいなところがあるかと思うんです。

例えば指定管理者、指定管理料をお支払いして指定管理をしていただいているというのがほとんどではありますけれども、一生懸命指定管理者が営業努力をされて、利益が十分にできそうだということになれば、余裕ができるので、余裕ができたところは申しわけないけれども、これは軽微な範囲ですから、指定管理者が修繕してください、もしくは備品を更新してくださいとなってしまうのか、そうではなくて、本来一生懸命頑張れば、民間の企業であればボーナスに反映したり、給与に反映したりということになるかと思うんですけれども、また逆に、非常に結果的に赤字体質がずっと続いていて、指定管理者自身が修繕等の経費が出せないと言えれば、これは仕方なくというか、結果的に市が修繕なり備品の更新をすることになります。そうすると、頑張ったら頑張ったところほど自賄いとする確率が増えてしまうということをもしかすとなってしまう可能性もないとは言えません。

そんなことで、もう少し具体的に指定管理者がどこまで負担するのかという明確な取り決めというルール、今軽微なものということで終わってますけれども、もう少しはっきりとした数字も含めたルールづくりというのをすべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。

副委員長（国忠崇史君） 中館主幹。

財政課主幹（中館圭司君） ただいま申し上げました基本協定書の内容につきましては、委員御指摘のとおり少額な修繕費というような取り決めで、特に金額は定めておりません。施設、設備、備品の維持管理に関する業務の遂行に関する費用ということで、その中にこういった修繕費は含まれておまして、こうした費用は指定管理者が負担し、この指定管理業務の遂行に係る指定管理料、市が支払う指定管理料については、この費用も含んで支払うと、こういう規定

になっているところでございます。

この中では、例えば大規模な修繕ですとか、施設の改造は市の責任と費用において実施するというような形になっておりまして、実態としては通常の改修、修繕に係るものはすべて指定管理料で支払っていて、いわゆる大規模な改修に係るものが別に市が予算を措置すると、現状はこういう形になっております。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） ちょっとわかりづらかったんですが、要するに通常の想定される、例えば今年度、24年度中に改修の必要な部分とか、備品の購入が必要な部分は、もう既に指定管理料に算定されているということですか。

副委員長（国忠崇史君） 中館主幹。

財政課主幹（中館圭司君） はい、おっしゃるとおりです。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、その辺をそうすると年によって改修が必要であれば指定管理料が年度ごとに上下するということになるのかと思いますけれども、ぜひきちっと、しつこいですけれども、その軽微な少額なということも含めて、私はちょっとそれはニュアンス的にとり方によってどこまで軽微なのか、少額なのかというのを含めて非常にわかりづらいので、すぐやっていたかどうかは別にしましても、ぜひ改善をしていただきたいと私は思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

それでは、2番目の福祉パトロールの事業について質問をさせていただきます。

福祉パトロール事業、これ土別市福祉パトロール事業実施要綱というのがございまして、そちらに趣旨として、日常的支援が必要な世帯に行く福祉パトロール事業の実施について、これは定めているものでありまして、今ここに手元にありますのは、23年度末、今年の3月までに行われていた福祉パトロールの実施要綱です。

それを見ますと、対象世帯としてきちっと第2条に明記されておりまして、1番、高齢者単身世帯、2番、寝たきり高齢者のいる世帯、3番目にひとり親家族の世帯、4つ目にその他市長が必要と認める世帯と対象世帯をきちっと規定されております。その中に地区推進委員、民生委員さんですけれども、地区推進委員である民生委員さんの協力を得て、日常生活に不安のある対象世帯の把握に努めるとなっております。

今年の3月末までのいわゆる23年度までやっていた福祉パトロールは、その推進委員さんと事業の目的に賛同する地域住民が連携して福祉パトロールグループ、いわゆるグループを結成して行うという形で行われておりました。そのグループは、訪問や電話等により対象世帯に異変を認めた場合は、市の高齢者福祉担当部署等に速やかに連絡を行うという形で、これは今年24年からは自治会が担当という形に変更されておりますが、その前の形で23年度まで行われておりましたが、初めに、21年、22年、23年と今回変える前のグループをつくってやる形のこの福祉パトロール事業の対象者の人数と、それぞれ最終的に使われました決算額についてお知ら

せ願いたいと思います。

副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平地域包括支援センター主幹。

地域包括支援センター主幹（松ヶ平久美子君） 平成21年度から23年度までの対象者についてありますが、21年度169世帯、22年度148世帯、23年度146世帯です。決算額につきましては、21年度85万1,066円、22年度は81万7,581円、23年度は81万9,263円となります。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、先ほど触れましたけれども、今年度から自治会が主体となって、そういう形に変更されております。これは10月28日に土別自治会連合会主催の「わがまち“しべつ”の未来を語る会」でも大きなテーマになりまして、私所用で出られなくて残念だったんですけども、そのときにもこの福祉パトロールQ & Aというものが配布されております。これをいただいたんですけども、これにも平成23年度までは民生委員が主体となって実施し、個別に福祉パトロールグループを結成して行っていたというものが、今年度から自治会が主体となって実施しますということになりました。

それで、要綱が変わりまして、これは4月1日から施行された、改正された要綱で、この事業の対象世帯、福祉パトロールが必要な世帯として、自治会及び民生委員・児童委員が認める世帯とするということになって進められていると思います。

そこで、まず最初に、こういった自治会が今年から主体となった経緯についてお知らせいただきたいと思います。

副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平主幹。

地域包括支援センター主幹（松ヶ平久美子君） 今年度から福祉パトロール事業が自治会主体となった経緯についてであります。高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して生活できる仕組みづくりを平成22年度から地域支え合い事業検討会議において、自治会連合会、民生委員、社会福祉協議会、生活介護支援サポーター、市で検討してまいりました。

その中で、ひとり暮らしや高齢者の夫婦世帯の増加に伴い、今までの福祉パトロール事業や公的サービスだけでは、地域で支援を必要としている高齢者を支えていくには限界という結論から、高齢者を地域で支えていくために自治会が中心となり、民生委員と協力しながら、住民同士の支え合い活動を目指して、その活動の1つとして福祉パトロール事業を自治会単位で実施することになりました。

平成24年度事業実施に当たりましては、連絡のあった自治会や地域には説明に伺い、また自治会連合会が立ち上げました高齢者地域支え合い調査検討部会とも連携を取り合いながら、各自治会の理解を得るように事業の周知に当たりました。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） ちょっと確認させていただきたいんですけども、要綱が変わって、今年の3月までの要綱には、第2条に対象者が先ほど言ったように高齢者単身世帯とか、寝たきり

高齢者の世帯、ひとり親家庭の世帯とか明記されてまして、今回変わった要綱には、福祉パトロールが必要な世帯として、自治会及び民生委員・児童委員が認める世帯という形に変更されています。ということは、これは例えば単身の高齢者だけではなくて、高齢者夫婦世帯でも、その自治会、民生委員さんが協議した上で見守りが必要だと判断した場合は対象となるんですか。

副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平主幹。

地域包括支援センター主幹（松ヶ平久美子君） 自治会のほうで検討されまして、必要と思われた方につきましては対象としています。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、ついでに聞きますけれども、この福祉パトロールQ & Aを見ますとなぜ社会福祉協議会に委託をしているのかということで、昭和46年から社協につきましては友愛訪問として訪問事業を開始し、現在の福祉パトロールに至っていますと。見守り事業の過去の実施している実績から、事業をスムーズに進めるため協議会に委託するとなっております。

それで、別に社協さんに委託するのが悪いと言っているわけではなくて、そんなつもりもさらさらないんですけれども、ただ例えば、この福祉パトロールは必ず行わなければなりませんかということで、それは自治会独自の方法でやってもいいですよということはことなんですけれども、例えば自治会が中心となりと言いながらも、どのように対象者を選定するかというときには、これは市の包括支援センターと一緒に考えていきますとなっております。いわゆる市の保健福祉部の中の包括支援センターが対象者を選ぶときにお手伝いいたしますよとなっております。

規約、実施要綱を見ますと、例えばグループが対象世帯に異変を認めた場合は、市の高齢者福祉担当部署に速やかに連絡してください。これも市なんですね。それで、自治会を担当するのは市民部の環境生活課で、こちらも市なんですね。だけれども、委託先は社会福祉協議会さんですということで、何度も申しますけれども、社協さんが悪いと言っているわけではないんです。何かちょっと私はこのさっきのQ & Aだけ見ると、社協さんに引き続き今までどおり福祉パトロールを委託するという意味がちょっとまだわかりづらい部分があるので、その辺ちょっと補足することがありましたらお願いしたいと思います。

副委員長（国忠崇史君） 石川地域包括支援センター所長。

地域包括支援センター所長（石川美由紀君） 今、委員さんのほうからなぜ社協のほうに委託されているのかということでの御質問だったと思いますが、委員のほうからもお話がありましたように、昭和46年から友愛訪問という形で、地域の支え合いということで福祉パトロール事業が開始された経過があります。その中で、市のほうでもやはり高齢者を支えるためには、地域住民の皆様の御協力を得ながら、地域で向こう3軒両隣の感覚で支え合っていくということが大切だということになりまして、委託事業として現在実施しているところであります。

今回、自治会が中心になって事業を展開していただくわけではあります、社協の精神もやはり地域支え合いということが市と同じ精神を持っているところであります、今までの事

業の経過から含めまして、協力してやっていくという視点で社会福祉協議会のほうに委託をしている経過がございます。

以上でございます。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員の総括質問が続いておりますが、ここで午後3時10分まで休憩いたします。

（午後 2時56分休憩）

（午後 3時10分再開）

副委員長（国忠崇史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

池田保健福祉部長。

保健福祉部長（池田文紀君） 先ほどの井上委員のお話にちょっと私のほうから御答弁をさせていただきます。

社会福祉協議会に委託になっているというのは非常にわかりづらいのではないかというふうなお話ございました。今回、福祉パトロール事業については、未来を語る会、あるいはいろんなところで言わせていただいているんですが、市としてはあくまで地域の支え合い事業というとらえ方をしています。したがって、地域の中でお年寄りが住みなれた地域でいつまでも元気で暮らしていただくということがまず第一かというふうに思っています。

その中で、なかなかいろんな障害で家から出られなくなった方については、地域でやはり見守っていくということだと思います。そういう面では、地域ぐるみで、行政が当然中心になりますけれども、お年寄りを見守っていくと、あるいは支えていくということだと思っております。そういう中でいいますと、当然行政は中心になりますけれども、自治会の方々についても、従来からいろんな活動をしていただいております。それから、社協につきましても、これも市民全員が社員ということで福祉活動を中心的に行ってきたいただいております。そういう面では、やはり地域ぐるみでやるときに、社協なり自治会なり行政が連携して業務を、いわゆる支え合い事業を進めていかなければならないという趣旨から、それぞれが連携してやっていこうということで事業を行っております。

その中で、事業の委託ということですが、これについては従来の福祉パトロールが社協さんを通じて補助を、個人推薦をしていただいたという経緯もありますので、今のところそういう形をとっているということではありますが、現実的には市の包括支援センターのほうも積極的に地域のほうに入らせていただいて、いろいろ協議をさせていただいておりますし、市民部のほうも自治連との連携をいろいろ仲介をしていただいているということでございます。

以上でございます。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 何かよくわかりませんが、次へ行きます。

それで、23年度までは対象世帯を見守り従事者、いわゆるパトロールする方との両方、見守られる方の人数と見守る側のいわゆる従事者の両方で活動費を計算していたかと思います。この活動費、当時どういう意味で活動費をお渡ししていたかということ、例えば毎回、毎回手ぶらで行くのも行きづらいでしょうから、たまに茶菓子代程度に使ってくださいというような形も含めて活動費にお渡ししていたというような話もちらっと聞いたことがございます。

今回、今年度から制度的な中身、そして活動費の金額も変わったようですけれども、そちらの変わった中身というか考え方をお知らせいただきたいと思います。

副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平主幹。

地域包括支援センター主幹（松ヶ平久美子君） 制度的な中身の変更点についてであります、活動費の金額を1グループ6,000円及び対象者1人当たり2,000円という金額から、対象者1人当たり3,500円に変更いたしました。この考え方の違いは、これまでの1グループ当たりへの支払いですと、見守り人数により差があり不均衡であったため、対象者1人当たりの活動費に変更し、金額を統一しました。

また、活動費の使い方を今までは個人への2,000円を食材代や訪問のきっかけとなるようなものに使用し、グループの活動費としての6,000円は電話代、交通費というように利用いただいておりました。今年度からは3,500円を自治会単位で見守りのための経費、連絡経費、高齢者のお食事会など柔軟に自治会で検討して使いやすいように変更しました。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、今まで個別に、今年の3月までの23年度末まではグループごとにそれぞれ個別に福祉パトロールをされていたわけですが、年度明けて今年度から自治会に移行しました。その結果、今まで一生懸命福祉パトロールを頑張っていた方が自治会に移行したばかりに、その多くが解散してしまったかということになったら、ある面本末転倒になってしまいますので、多分そんなことは極力ないような形でうまく移行されたかと思えますけれども、その辺実態をわかる範囲でお知らせいただきたいと思います。

副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平主幹。

地域包括支援センター主幹（松ヶ平久美子君） 福祉パトロールグループの自治会移行後の継続についてですが、自治会内の活動単位としてほとんどのグループが継続されて活動されています。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） ほとんど継続されているということによかったなと思いますけれども、新制度になって、先ほど旧制度の中でおおむね150から百六、七十人という対象者で推移をされてきましたけれども、今回自治会に移行した形で対象人数の変化等あるかと思えますけれども、今現時点での自治会の実施状況と、それと対象数はどのように変化されているのかお知らせく

ださい。

副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平主幹。

地域包括支援センター主幹（松ヶ平久美子君） 現在の自治会の実施状況といたしましては、今年度全部で言いますと40自治会の取り組みが行われております。また、見守り対象者につきましては、後期部分で299名、今年度全部につきましては300名という取り組みになっております。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） やや倍増ということで、非常に今高齢化の中、急激に増えたということで、非常にいい事業の展開がされているんだと思います。

そういった中で、先ほども言いましたけれども、福祉パトロールは絶対自治会で、どの自治会も強制的にやってくださいというものでは当然ありませんし、自治会という組織自体がまさに自主的に運営する組織ですから、行政から押しつけてこれを強制的にやりなさいということにはなりませんけれども、そうは言っても、こういった高齢化とか核家族化が進んでいる中で、こういった事業はぜひとも取り入れていただくということを進めていかなければならないと思うんですけれども、今現実にまだ実施されていない自治会もあるかと思えますけれども、そういった自治会へ今後どのようにお願いしていくのか。もしくは未実施自治会というのか、それなりの理由があって、場合によっては見守る対象者がいない自治会で必要がないなんていうのも、もしかしたらあるのかないのかも含めて、今後の対応をどのようにされるのでしょうか。

副委員長（国忠崇史君） 石川所長。

地域包括支援センター所長（石川美由紀君） 福祉パトロールを実施されていない自治会についてであります。従来から独自に活動されている10自治会につきましては、自治会の取り組みを尊重しつつ、本制度の活用ができるよう使いやすい制度にするため、自治会と意見交換をしながら検討してまいります。

次に、自治会での検討の結果、現在見守りを必要とする対象者がいないと判断されて実施されていない17自治会につきましては、今後に向け、地域の高齢者が地域とのつながりを持ち、安心して暮らせるための地域支え合い活動などについて御意見を伺いながら、体制づくりのため、市も協力しながら進めてまいりたいと存じます。

さらに、福祉パトロールの実施につきまして、現在検討中である6自治会につきましては、制度の内容を再度御説明するとともに、各自治会に合った制度として活用していただけるよう御相談に応じてまいりたいと考えております。

今後におきましては、福祉パトロールのみならず、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていただけますよう、さまざまな形での支え合い活動が実施され、かつ継続されていくことが大事なことでありますことから、市といたしましても、自治会連合会の高齢者地域支え合い調査検討部会と連携を図りながら、地域支え合い事業検討会議において協議し、高齢者にかかわる各種事業の見直しなどにより、自治会が取り組みやすい内容を検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） この質問の項目の最後の質問ですけれども、最近、年金が非常に手取りが減っていると。介護保険だとか医療保険、いわゆる事実上特別徴収という形で天引きされますので、そういった保険料の値上がりによってじりじりと少ない年金の手取りが減っていて、やむを得ず10円単位の切り詰めた生活をしている高齢者の方々も非常に増えております。

土別においては、まだそんなにはないと思いますけれども、都市部を中心に自治会費を節約するために自治会を退会されるという問題が出てきているまちも結構出てきております。今後、土別市もそういうことはないにこしたことはないんですけれども、場合によっては自治会費を節約せざるを得ないというために、自治会に未加入になる高齢者の方も出てくるかと思えます。

そういった場合、これは自治会中心ですから、自治会員ではないから見守りませんということになるのか、ならないのか、そういうふうにならないようにするべきですし、自治会ですから、自主的にやる部分ですから、行政が先ほど言ったとおり強制的にだれだれを見守ってくださいということにもならないとは思いますが、その辺、今後そういった問題もちょっと考え過ぎかもしれませんが、場合によっては考えられる状況もあるかと思えますので、今後のことかと思えますけれども、そういった場合の対応策を含めてどのようにお考えでしょうか。

副委員長（国忠崇史君） 石川所長。

地域包括支援センター所長（石川美由紀君） 現在、本市におきましても、高齢化の進展は増加傾向にあり、今後ますます高齢者夫婦世帯やおひとり暮らし世帯が増えるものと思っております。また、親戚が近所にいないなどのことから、不安感や孤独を持って生活される方も増えると想定され、地域全体が協力して支え合える地域づくりが更に強く求められていくものと考えております。

そして、今後の対応についてであります。市といたしましては、地域での支え合い活動につきましても、地域で生活するすべての方を対象に実施されるものと考えており、本制度による福祉パトロールも自治会への加入の有無を問わず、すべての方を対象に実施されることが望ましい事業と考えておりますことから、未加入世帯であっても対象世帯として取り組んでいただけるよう、自治会連合会と連携を図り検討を重ねながら、各自治会に御理解をいただいてまいりたいと存じております。

以上でございます。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それでは、次の質問に移ります。

3番目の質問ですけれども、まちなか居住推進と商業振興についてということで質問をさせていただきます。

これは本年の3月の予算審査特別委員会でまちなか居住推進プロジェクトについてというこ

とで質問いたしました。それから8カ月近くたちまして、再度ちょっと関連の質問をさせていただきます。

まず、まちなか居住推進プロジェクトの中身について聞きましたところ、その説明の中では、中心市街地に公営住宅の複合店舗を設け、コンパクトで生活と密着した商店街づくりをします。もう一つは高齢者や子供たちの憩いの場として、樹木のあるミニ公園をまちなかに設置するというので、このプロジェクトは平成22年の8月に庁内の関係部署、総務、経済、建設水道部で設置したとお聞きしております。22年の8月に設置されて、22年の10月に第1回会議を行い、その視察研修とか中間取りまとめ等々をされております。

それでお聞きいたしますが、現在、それから3月に質問して8カ月近くたっているわけですが、このプロジェクトの推進状況をお知らせいただきたいと思っております。

副委員長（国忠崇史君） 大崎企画振興室長。

企画振興室長（大崎良夫君） お答えいたします。

市長のマニフェストでもあります中心市街地での公営住宅と複合店舗の設置、それとまちなかのミニ公園についての検討を進めるため、平成22年10月に庁内関係部署によりますまちなか居住推進プロジェクトを設置したところであります。このプロジェクトの構成につきましては、経済部を事務局として、建設水道部、さらには総務部企画振興室の職員で構成されたものであります。

4度のプロジェクトの会議を経まして、平成23年の11月に中間報告を取りまとめたところであります。この中間報告といたしましては、駅前地の栄団地の新築移転に合わせて、隣接地に生鮮食料品を扱う店舗と公園を造成するというような考え方として取りまとめを行ったところであります。

一方、平成25年解体予定の駅前ビルは、御存じのとおり一、二階は土別開発公社が所有をしております。また、三、四階については栄団地として使用してきております。解体後の駅前については、土別市の表玄関という視点から、そのあり方などについて検討が必要であろうというふうに判断をしております。平成23年度にこういった観点から庁内関係部署によります駅前再整備検討連絡会議を立ち上げまして検討を開始してまいりました。この時点では、まちなか居住プロジェクトと駅前再整備の連絡会議の2つのプロジェクトが立ち上がったところであります。

このような観点の中で、駅前周辺、さらには中心商店街など本市の市街地のあり方、さらには活性化などの観点の中で、まちなか居住と駅前再整備を一体的に、さらには総合的に検討するため、本年の6月にまちなか居住推進、駅前再整備、2つのプロジェクトを統合しましたチームを設置しまして、さらなる検討を開始したところであります。

本年度におきましては、これまで3回のプロジェクト会議、2回の担当者会議を開いておりますけれども、現在具体的な構想の策定には至っていないという状況であります。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 今、いみじくも具体的な形にはまだ進んでいないというお話がありましたけれども、私3月に質問したときに、今年、今回この振興はどういうふうに進めますかということで、24年度、今年度は公営住宅、複合店舗の設置場所の選定の協議をします。そして、25年度、来年度は基本設計、実施設計、用地買収をすることでお話をいただいています。

それで、そのとおりに進めると、この年末年始を含めて3月までの限られた時間の間の中にあらゆることを決めていかなければならないという、逆算法でいくとそういうことになるんですけども、そうしますと当然ながら商業者団体、関連団体との協議を進めなければならない、とうに相当量進めていかなければならないということになっているはずなんですけれども、その辺の商業関係者との協議の状況は今年度に入ってはどのような状況になってたんでしょうか。

副委員長（国忠崇史君） 佐々木経済部次長。

経済部次長（佐々木 勲君） お答えします。

本市の商業関係者を取り巻く状況としましては、大型店の進出とか、大都市圏への流出とかあります。ネット販売などで中心商店街はもとより、市内商店街でのにぎわいのある魅力的な商業空間づくりが本市においても継続的な課題となっております。

そこで、今回まちなか居住プロジェクト設置以降、商業関係者の方とは2つの団体と継続的に進めてございます。

まず1つは、士別市商店街振興検討委員会ということで、この委員会につきましては、平成10年に商店街のあり方について検討するため、士別市中心商店街振興組合の役員さんを中心に商工会議所、市でもって構成してございます。その中で精力的にこの検討委員会におきましては、平成10年設立以降、まちかどトイレとか、ふれあいプラザとか、いろんな設置につながっているところであります。今年に入りまして、継続的に意見交換をさせていただいております。このプロジェクト設置以降、23年度におきましては3回、24年度におきましては2回ということで、つい先日11月6日にも商業活性化アドバイザーの方をお迎えしながら講演をいただき、ともに協議をしたところでございます。憩いとか集う、やすらぎのまちづくりを目指して、あわせて私どものプロジェクトとともに今後とも検討していきたいと考えております。

もう1つが平成21年に商店街と中心商店街をかつての役割を再認識するために士別市中心商店街振興組合と若手の商店主、それと商工会議所で構成しております士別まちづくり推進協議会が設立されております。平成23年には報告書ということで、笑顔のある、元気のある、未来のあるまちづくりを目指してということで取りまとめて報告もいただいております。その後も継続的に議論、検討をいただいているところでございます。23年度にも1回、24年度も2回、それぞれ会議を開催する中に、市のほうとしてもプロジェクトの中身をそれぞれ御報告しながら、検討状況も提示しながら情報交換をいただいているところでございます。

今後とも残された年度内に精力的にいろいろ私どもの協議会の進みぐあいとか情報提供しながら、ともに御協議をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 今、精力的に協議をしていただいているんだという話をいただきましたけれども、今2つの委員会、協議会のお話がありましたけれども、例えば1つ、まちづくり推進協議会、その話もちらっと私聞きましたけれども、市のほうから具体的にいるんな資料をいただいて、先ほど言った用地を決定するとすれば、逆算法でいうと、このぐらいのときまで決めてほしいですとか、具体的な逆算法で進めていかなかったら、先ほど言われたような25年度に実施設計までつくって用地買収するなんていうことにはならないんですね。

事実に市のほうから具体的にタイムスケジュールを組みながら、その協議会、委員会さんあらゆる資料を提出しながら進めていただいているという様子は、はっきり言って全くありませんね。確かに話はしてくださいと、してますね。ただ、例えばまちづくり推進協議会でも、会頭に来年の2月ぐらいに何らかの答申を出そうという方向はあるみたいですがけれども、その答申も会議所の会頭に出すものでありまして、それも市からぜひそういう形をしてほしいと言われてどうやらやっているわけでもないですし、何か形を出さなければならぬだろうということで、2月に向けて今答申を出そうとしているだけでありまして、今確かに会議は2回ずつやっていたらしゃるんでしょうけれども、これがとてもじゃないですがけれども、この前の3月に提示されました今後のプロジェクトの動きと見ますと、とてもそれに向かって動いているとかいう様子ははっきり言って全くありませんね。これで本当にできるのかと、私は不安を持っていますけれども。

例えばこの場所がいいだろうということで、それが民地、いわゆる民有地、民間の土地だった場合でありましたら、それを仮に買収するということになれば、その契約に至るまでの時間というのは、その合意の形成ですとか、手順をどうするだとか、非常に時間もかかりますし、お金の問題もあります。基本設計をつくるにしましても、だれが入るのか、どんな業種を想定されるのか、それを直営でやるのか、指定管理でやるのか。指定管理でするならどこが受け皿になるのか。だれが募集するのか。私が考えただけでも山のようにやらなければならないことがあります。

私は別に市長のマニフェストで、非常にいいマニフェストなので、極力具体的にいいものができればという商業者の1人としても願っているところなんですけれども、今2回ずつ会議やりましたと言うんですけれども、非常に私はおくれていると思います。おくれてないと言うならおくれてないと言っていたらいたきたいんですけれども、もしおくれているとすれば、どうしてこんなにおくれたのか、ちょっと説明いたしたいと思います。

副委員長（国忠崇史君） 大崎室長。

企画振興室長（大崎良夫君） 今非常に進捗がおくれているということで、その理由かと思えます。まず、先ほど申したとおり、まちなか居住、そして駅前再整備を一体的・総合的に検証する中でさまざまな課題が出てきております。その実現に向けて検討しなくてはならない項目で

ありますけれども、まず1つは、まちなかに対する考え方。例えば中心市街地である五、六丁目付近をまちなかという言い方をするのか、駅前も含めた形でまちなかというふうに考えるのか、その辺も整理が必要かなというふうに思います。

さらには、先ほども申したとおり、駅前広場ですとか都市計画の街路、さらには中心市街への動線、こういった都市的土地利用のあり方も検討しなくてはならないという点もあります。

さらには、中心商店街におけるにぎわいの創出ですとか、食料品店の立地など、商店の活性化につなげた将来展望も必要であろうというふうに思っております。

さらには、先ほど申したとおり、JR土別駅の駅前空間についても表玄関という位置づけもありますことから、JRを初め、さらにはあそこには路線バスが集結するような拠点であることが本市のまちづくりにつながるということでの、その利活用の視点から検討を進めなくてはならないというような観点もございます。

そういった意味で、今経済部の次長のほうから話がありましたとおり、商工会議所を含めてそのまちづくり検討会議との御意見も伺う中で進めるという観点から、若干この進捗状況がおくれているというような状況であります。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） いろいろたくさん言われましたけれども、それは別に今年の3月の時点でもわかっていて、何も変わってないと思うんです。今降ってわいたような理由ではないと思うんですね。そうすると、3月の答弁のとおり到来年基本設計、実施計画、用地買収までしてしまうんだというのであれば、おのずと逆算法で進めなくてはならないのはわかっているのに、結局おくれたと。理由はいろいろこうですと言うんですけれども、これで本当にお聞きしますけれども、来年度基本計画、実施設計、用地買収をされるんですか。

副委員長（国忠崇史君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

これまで住宅の複合店舗ということで、1つのプロジェクトをつくって検討してきました。また一方では、25年に駅前ビルが解体されますので、その駅前の跡地、土別の玄関口として、土別の顔としてどう整備すべきなのかというプロジェクトも一方では検討をしてきたところであります。

このそれぞれのプロジェクトですけれども、構成するメンバーが総務、経済、建設ということで、どちらもほとんど同じメンバーで検討を進めている面等々もありまして、また検討する内容も商店街の関係、それから駅前の関係ということでは相共通する部分も多いというようなこともありまして、この6月にその2つを一緒に検討する会としてのプロジェクトを立ち上げたところでもあります。

現在の段階で申し上げさせていただければ、いろんな都市計画ですとか、公営住宅法の関係等々で課題はありますけれども、今の段階、まずは土別の駅前、ここにどんな機能を持たせることが一番いいのか、理想を描くということでの作業を進めてきています。こうしたことから、

この2つのプロジェクトを1つにしたというようなこともありまして、住宅つきの店舗つきの施設については、先ほど来井上委員がおっしゃるように、24年度の部分等々についての計画、スケジュールについては、現段階で困難になったというふうに判断をしています。

今、鋭意検討は進めています。それで年内には大まかな一定の方向性、これを行政としてまずは取りまとめをしたいと。その後、先ほど来話があります商店街振興検討委員会、あるいはまちづくり推進協議会、商工会議所、それから地域の皆さん、自治会、こういった方々と意見交換をさせていただきながら、年度内、24年度中にはその方向性をまとめたいというふうに考えているところであります。

そこでまた、商店街の関係についての課題もまだ残りますので、これは1つのプロジェクトを包含したという形になりますから、先ほど大崎室長のほうから申し上げた商店街としての課題、これらをよく見据える中で検討作業を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 極力いいものができるだけ早くできるというのがもちろん願っているんですけども、今私が感じる状況では、非常に3月にいただいた答弁のスケジュールに無理やり合わせてどうのこうのという形には正直言ってならないだろうなと思えますし、焦ってにわか仕立てにおかしなものをつくってしまうということにもなりませんから、多少おけると。多少というか困難だと、はっきり言うておけるといことでしょうか。ですが、そう言いながらもきちっと逆算法で、必要なものは必要なときに進めていかないと物事って進みませんので、その辺をきちっと今までみたいな形で本当にいいのか、ぜひある面反省していただきまして、このままの流れでいくといつになるんだろうかという部分も非常に不安に感じているところもありますので、ぜひきちっとスケジュールを組みながら、慎重かつなおスピーディーに進めて、また商業者の意見も十分取り入れながら、よりいいものになるようにぜひ進めていただきたいと思えます。

それでもう1点だけお聞きします。第1回の定例会に質問しました例の春小麦しょうちゅうで遅いよという質問をさせていただきましたけれども、そのとき6月中旬に瓶詰めをし、7月の販売予定で、若干おくれる場合もあるというような御答弁をいただきました。もう今11月で更におくれているということですけども、現時点でこの春小麦しょうちゅうの製造、販売計画に対する進捗はどのようになっているかお答えいただきたいと思えます。

副委員長（国忠崇史君） 武田農業振興課主幹。

農業振興課主幹（武田泰和君） 現在までの進捗状況についてお答えをいたします。

3月以降、製造会社との具体的な製造に向けたスケジュールについて、再三その協議をすべく会社のほうに要請をしていたところでもありますけれども、そういった中におきまして、6月の製造に向けた予定に対して、5月に入った中で旭川の製造会社のほうから、製造するロット3,000本について、市内では十分に販売が可能なのかと、そういった部分、さらには今回1回

目の製造、さらにはその後、2回目、また3回目と製造が順調に継続されていくのかといった点に関しまして、特に会社の営業サイドのほうから指摘がございまして、製造に向けてのそういった中で、5月段階で今の状態ではまだ製造に向けての会社内の営業を含めた許可が出ないという旨の報告がございました。

そういったことから、この報告を受けまして、6月にしょうちゅうの製造のプロジェクトで販売の拡大に向けてということで、当初地元で愛される地場の特産品ということで協議をしていたわけでありまして、この取り扱いのエリアにつきまして、旭川のほうに本部があります、これは量販店さんのほうにも営業を呼びかける形で、この3,000本の製造のうち1,000本程度の取り扱いをできないだろうかということで働きかけを行ったところであります。

そういった中で、7月にこういった量販店さんとの交渉をした結果、やはり1,000本の販売、買い取りという形になるかと、それについてはなかなか現状では難しいというようなことが判明をいたしましたところでありまして、こういった経過の中で、まずこれまで協議を進めてまいりました旭川の製造会社では、実際今の段階では製造の実現が困難という判断をいたしまして、ここでまず一たん新たな製造先の選考をしなければならない状況に陥ったところであります。

それで、今そういった中で、新たな製造先ということで、8月に入りまして、小樽の酒造会社と事前の協議を行いまして、その後プロジェクトといたしまして、9月4日にプロジェクトの代表者等で製造に向けて具体的な協議を行うために会社のほうを訪問させていただきました。この小樽の製造会社の協議に当たりまして、こちらの会社を選定するに至った経緯といたしましては、道内各自治体でのプライベートブランドの製品づくりをこの会社さんのほうでは積極的に展開をされていると。また、そういった中において、地域との連携した取り組みも積極的に行ってまして、そういったノウハウも含めた対応が期待できるというようなことで、事前のそういった選定のもとに9月に会社を訪問したところであります。

また、会社を訪問する際に、当日こちらの春小麦の原料をサンプルとして持ち込みいただきまして、その分につきましても、会社のほうから早速それをもとに試作品の製造をしていただけるということとなりました。その後、10月の末には9月に持ち込んだ少量のサンプルではありましたが、それをもとに会社のほうで試作品の製造が、試作品が会社においてでき上がりましたということで連絡をいただくとともに、これをもとにまたプロジェクトとして今月、11月下旬ということで、今会社のほうと調整をしておりますけれども、プロジェクトということで会社のほうからもこちらのほうで企画の提案も含めいただきながら、プロジェクトとしてもしっかり今後の製品化へ向け、具体的な今現在スケジュールを内容も含めて協議をしていく予定であります。

9月に会社を訪問した際に、今後のスケジュールの中で、特に会社としては製造に係る部分のスケジュール的なことといたしまして、醸造に2カ月、さらには熟成ということで、しょうちゅうの部分で半年程度熟成させる期間を設けたいということのお話もございました。そういったことから考えまして、今現在11月に具体的な今後のスケジュールをしっかりとめていく

ことになりまますけれども、一応製造の時期につきましては、年が明けた25年の夏ごろには発表できるものと計画をしていきたいと考えております。

また、当初3,000本ということで、これまで旭川の会社では1ロットが3,000本というお話でありましたけれども、こちら小樽の製造会社につきましては、本数につきましては瓶の容量ということで、500なのか、四合瓶、720になるか、そういった具体的な内容も含めまして協議をすることにはなりませんけれども、一応事前に伺っている中では、最大でも1,000本程度ということで製造ができるということで伺っております。

以上です。

副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 以上で質問を終わります。

副委員長（国忠崇史君） お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副委員長（国忠崇史君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

なお、あすは午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時51分散会）